

狹山市議会議員政治倫理審査会記録（第3日）

- ◇開催日時 令和7年4月11日（金曜日）
- ◇開催場所 第1委員会室
- ◇付託事件 千葉良秋議員の倫理規範に反する行為の存否についての審査の請求

午前 9時02分開議

◇出席委員 8名

広 山 清 志 委 員 長

笹 本 英 輔 委 員

内 藤 光 雄 委 員

町 田 昌 弘 委 員

大 沢 えみ子 副委員長

田 中 寿 夫 委 員

福 田 正 委 員

金 子 広 和 委 員

◇欠席委員 な し

◇審査会に出席した委員外の議員

千 葉 良 秋 議 員 (対象議員)

◇審査会に出席した事務局職員

中 島 由 夏 事務局次長

増 田 哲 也 事務局主査

小 川 啓 寿 事務局主幹

午前 9時02分開議

会議の公開・非公開について

審査会の公開・非公開について、本日の会議は公開するということで諮った結果、異議なく、本日の会議は公開することに決定した。

なお、審査を進めていく中で、委員から非公開とすべきとの意見が出され、これに3分の2以上の同意があった場合には、その時点から非公開とすることもある。その場合、傍聴人には速やかに退場いただくことになる。

対象議員に対する調査

対象議員の意見・説明

●千葉良秋議員 改めまして、おはようございます。

このたびはこのような発言の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。政治倫理につきましては、私も大変重要なことであると思っております。公平、そして公正な立場から、市民全体の利益を考えて行動すること、それが最も大切なことであると思っております。

本日は、この後、いろいろ質問をいただくことになるかと思っておりますけれども、真摯にお答えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○広山清志委員長 あと、今回の審査につきまして、特に説明等はありませんか。このまま質問に入ってよろしいでしょうか。

●千葉良秋議員 特にございませんで、質問をお受けしたいと思っております。

対象議員に対する質疑

○広山清志委員長 これより千葉議員に対する質疑を行います。事実等について順を追って整理をする必要があると思っておりますので、今回は時系列順に3回に分けて質疑を行っていききたいと思います。委員の皆様、今日付のサイドボックスを開いていただいて、4番目にある参考資料の②全文資料というのを開けていただいて、その3枚目をご覧くださいと思います。

日付が左側にあって、時系列で並んでいるものがあります。それをちょっと見ながら、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、最初は令和6年8月22日、ここに請願書②提出と書かれていますが、ここまでの間の出来事について質疑を行います。この請願書②というのは、ふれあい健康センターPFI（RO方式）事業の基本構想案を見直すプール及びトレーニングルーム等の存続を求める請願書、これについての請願になります。そこまでの時間軸の質問になります。

2番目が、請願が提出された先ほどの令和6年8月22日から文教厚生委員会において請願の審査が行われた令和6年9月9日までの間の出来事について質疑を行います。

3番目が文教厚生委員会において請願審査が行われた令和6年9月9日から本日までの間の出来事についての質疑となります。

そして、最後が全体を通じての質疑というふうに進めてまいりますので、ご承知ください。

○金子広和委員 ちょっと今の、いきなり言われても、質問がすごくしにくいんですけども、例えばSNSに送られてきたメールに対してですとか、何項目かあると思うんですけども、そういうような形で質問はできないんですか。日にちで区切られるとすごく聞きにくいんですけども。

○広山清志委員長 そうしたら、全体のところで聞いてもらってもよろしいんですけども。

○金子広和委員 分かりました。

○広山清志委員長 ちょっといろんな質問が前後に飛んでしまうと、整理がちょっとできなくなってしまうので、ちょっとこういうふうに分けさせてもらいました。

○金子広和委員 全体のところでまとめて質問は大丈夫ですか。

○広山清志委員長 そうですね。そこで大丈夫です。

質疑（令和6年8月22日まで）

○大沢えみ子委員 本日はありがとうございます。

今回、請求者のほうから資料として出されている今回の請願の流れというところでは、まず8月22日までのところにつきまして、8月9日に紹介議員の依頼、オーケーをもらい、単独請願を決意。8月13日、議会事務局へ請願の書き方・出し方を聞きに行く。8月17日、請願書案、キャッチボール、何度も書き直し。8月17日、千葉議員に電話、請願を出すと伝えた。紹介議員になってほしいところですがと形式的に。8月20日、請願書①を各会派に差し入れ、紹介議員要請。千葉議員も同席されている。8月21日、請願書を大幅に変更してシンプルにし、請願書②として8月22日に提出というような流れになっております。

まずは、ここまでの時系列、請求者並びに当時の請願者から出されている日付等々について、事実と異なる部分、ございますでしょうか。また、千葉議員の認識の中で、当事者との日程でお会いになったということについての間違い等々は、訂正等はございますでしょうか。

●千葉良秋議員 時系列につきましては、このとおりだと思うんですが、8月17日、横田さんから電話をいただきまして、これは請願を出したいんですけども、紹介議員にというお話でございました。これもこのとおりでございます。そのときに、返事は、当時副議長でございましたので、副議長という役職上、請願の紹介議員にはなれないんですというお話をさせていただきました。

その後は、このとおりでございます。以上です。

○大沢えみ子委員 8月17日にお電話をいただいたときには、副議長でもあられるので、紹介議員に

はなれないというお話だったと。8月20日に、会派のほうにお越しいただいたときにも同席をされているということでありますが、このときにつきましては、どのようなお話があったか、ご記憶にある範囲でご説明いただけますでしょうか。

●千葉良秋議員 8月20日につきましては、これは会派室でお会いしたのではなくて、議員応接室でお会いしております。そのときには、請願の書類を、①という案の状態のものをお持ちいただいて、請願を出したいという意思表示をいただいたと思っております。以上です。

○大沢えみ子委員 この時点でも千葉議員、ご同席はされておられましたけれども、副議長という立場でもあられたということですので、この時点でも紹介議員と、あるいは請願の賛否についてのお話というのは、請願者のほうにはされた経緯はありますでしょうか。

●千葉良秋議員 それは、電話で依頼を受けたときと全く同じでございまして、副議長の役職として請願の紹介議員とか、それにはなれないということは、そのままでございます。

○大沢えみ子委員 この時点では、何らかの請願者に対してアドバイス等、あるいは請願の賛否等についてのお話というのはされた経緯というのがありますか。

●千葉良秋議員 この時点では、まだ請願の、例えば採択するとか、不採択であるとか、これについてどうだというようなお話は、この時点ではしていなかったと思います。

○内藤光雄委員 確認ですけれども、まず、千葉議員として、請願者であります横田さんは、なぜ千葉さんに対して紹介議員の依頼をしたというふうにお思いですか。

●千葉良秋議員 横田さんは、私の住まいの近くでございまして、そういった意味もあって、私のところに相談があったのかというふうに思っております。以上です。

○内藤光雄委員 もう少し詳しく聞きます。横田さんとの関係性を少し教えてください。

●千葉良秋議員 横田さんと、直接横田さんと、本人とですね、関わりがあったということはないんですけれども、例えば横田園のお茶屋さんとか、あとはソフトボール仲間の横田さんであったりとか、そういったところとは深く、深くというか、お付き合いを親しくさせていただいておりますので、それで横田さんというお名前も、その横田さんの一系であるという解釈で、近所であったことから電話があったんだろうと、そういうふうに解釈しております。

○内藤光雄委員 確認ですけれども、今、横田園のお茶屋さんということと、ソフト仲間の横田さんという方が出てきたようなんですけれども、その方は、ここに出てきます請願者の横田利和さんとは別人ですか。

●千葉良秋議員 別人でございます。

○内藤光雄委員 そういっていきまると、請願の依頼を受けるまで、ここでいいます横田利和さんとの関係性といいますか、そこがちょっと分からないんですけれども、もう少し詳しく説明してもらえませんか。

●千葉良秋議員 横田利和さんとは、直接面識があったとか、直接親しく交遊をしていたとか、そういったことはございませんので、要は、横田さんの横田園さんですとか、そのほかの横田さんと一系の方であるという認識でございます。

○内藤光雄委員 そうしますと、この8月9日に横田利和さんとは、紹介議員の依頼を受けるときに初めて会ったということによろしいですか。

●千葉良秋議員 8月9日にはお会いしておりません。

○内藤光雄委員 会っていないんですね。

●千葉良秋議員 はい。

○内藤光雄委員 8月9日は、誰から紹介議員の依頼を受けたんですか。

●千葉良秋議員 私が初めて横田利和さんからご連絡をいただいたのが、8月17日、これは自宅への電話でございます。それ以前のことにしましては、ちょっと存じておりませんので、お会いしてもおりません。以上です。

質疑（令和6年8月22日から令和6年9月9日まで）

○大沢えみ子委員 こちらも時系列でまず確認をさせていただきます。

8月22日には請願書②ということで、大幅に内容を変えられたものを提出されておられるということです。紹介議員は、金子、菅野、大島議員ということでございました。8月29日、千葉議員から電話があり、上島珈琲店で会う。請願に賛成すると言われた。ただし、条件として、執行部批判、攻撃はしないこと、話はプールに絞ることと言われた。8月31日、金子議員事務所訪問、文教厚生委員会に参考人として、横田、岩川2名出席とすることを決めたということでもあります。そして、補足説明の原稿を修正、これは千葉議員の言うとおりにしたというようなことでございました。

また、9月9日には、文教厚生委員会で補足説明、この際も、千葉議員からの言うとおりにした。そういったところが書かれておりますけれども、この点について、何か相違がある点、補足説明等ございますでしょうか。

●千葉良秋議員 請願の中身と、ここに執行部批判等のことが書かれておりますけれども、その執行部に対しての批判とか、例えば議員に対しての批判であったりとか、そういったことと、請願をするということについては、これ、別儀のことであると思っておりますので、プールを存続してほしいということ1点に絞ってお話をされたほうがよろしいと思いますというアドバイスをさせていただきました。以上です。

○大沢えみ子委員 そこは、千葉議員からご連絡をし、上島珈琲で会って、そのお話をされたということで間違いないでしょうか。また、請願者からの文書には、その際、千葉議員からはいわゆる請願に賛成するというふうには言われているということですが、このあたりのご発言については何かございますでしょうか。

●千葉良秋議員 請願が出されて、その請願の賛否について、採択不採択ということになるかと思うんですけども、何とかサピオを残して、なおかつその請願が成立しないものかというように思っておりまして、私自身も何とか採択にしてもらいたいと思って、いろいろ調べさせていただきました。それは、そのとおりでございます。

ただ、その中で、採択をする中については、これはPFIのRO事業、これが成立することがサピオ存続の絶対条件でありますので、このサピオそのものがPFIのRO事業、VFMが出るか出ないかということですね。これが成立しない限り、サピオそのものの存続がないわけですね。ですから、サピオそのものが存続しない限りにおいて、プールの存続はあり得ませんので、その点に絞って調査をさせていただいて、サピオが存続できる要件として、なおかつ存続できて、VFMが成立する、そのための条件をいろいろ模索、執行部などと検討させていただいたところでございます。以上です。

○内藤光雄委員 8月29日ですけども、今、大沢委員のほうからあったように、ここでは請願には賛成する、採択してほしいというふうに思ったというふうなことがありますけれども、執行部批判をしないこと、話はプールに絞ると言ったことは事実だと思うんですけども、この2点について、もうちょっと詳しく、なにゆえにこのような話を、要は条件をつけたわけですね。なにゆえに条件をつけたか、詳しくお答えください。

●千葉良秋議員 これ、条件をつけたということなんですけれども、条件というよりは、アドバイスをさせていただいたというふうに思っております。例えば執行部批判ですとか、ほかのところの批判的なところ、これは請願の中身とは関係のないというか、請願の中身とは異なることでございますので、まずは請願の中身に絞ってお話をさせていただいたほうが、より分かりやすいというか、より理論的に正確な説明ができるものだというふうに考えまして、執行部批判だとかを請願の中に織り交ぜることは、かえって逆に請願の中身が薄くなってしまうので、これは適切じゃないと考えまして、そういうお話をさせていただきました。

それについては、プールの存続とPFIのRO事業の両立、これが大切だと思っておりましてので、そういうお話をさせていただきました。以上です。

○内藤光雄委員 今、千葉議員の答弁で、PFIのRO方式が前提という話をしていますけれども、ちょっと確認です。ここでは、これは横田さんが書いた文章なので確認しますけれども、上島珈琲で会ったのは、横田利和さんとほかの方がいたのか、そこについて、まず確認させてください。

●千葉良秋議員 上島珈琲で会ってお話をさせていただいたのは、横田利和さんお一人でございます。

○内藤光雄委員 千葉議員の答弁で、PFIのRO方式が前提というふうにありましたけれども、この上島珈琲で横田利和さんとお会いしたときに、サピオ稲荷山がPFI、RO方式で今後進められていく、またPFI、RO方式についてどのような事業形態であり、どのような特色があるか等を

横田さんには説明しましたか。

- 千葉良秋議員 横田さんには、PFIのROがあるということは承知していただいたと思いますけれども、PFI、ROの事業について詳しくお話することは難しいことだと思われましたので、あまり具体的に詳しくは、PFI、ROについて、横田さんには説明をしておりません。

ただ、その前に、8月24日に、紹介議員であります金子議員のところの事務所へお伺いしまして、これはPFIのRO方式が絶対条件なんですよというお話を、紹介議員のところへさせていただくとともに、その後の進め方ですね、例えば執行部が、プールを残したときにPFI事業に支障があること、それが何項目かありましたので、例えば人数が足りないんだとか、配管が壊れているとか、そういった何項目かございましたので、そういったことについてどういうふうに進めていくか、何を調査するかということについて、8月24日に紹介議員の金子さんのところにお伺いして相談をさせていただきました。

- 内藤光雄委員 9月9日の文教厚生委員会の中で、請願の審査のときに、PFI、RO方式のことについて、請願者に尋ねる場面が幾つかあるんですけども、そこで請願者がPFIのRO方式のことについては詳しく分かりませんとおっしゃっているんですね。それで、PFIのRO方式で事業が進んでいるにもかかわらず、PFIのRO方式を詳しくここで横田利和さんに教えなかったことで、請願審査の中でも少し請願者が戸惑いを示したというふうに思っているんですけども、この8月29日の時点でPFI、RO方式を詳しく説明しなかったことに対して、ご見解をお示ください。

- 千葉良秋議員 PFIのRO方式は、これはVFMと言われる、要するに企業の収益性があるかどうか、こここのところに尽きるわけなんですけれども、そのVFMが出ないということになると、PFIのROが成立しないという関係にあります。そういった細かいところを説明するのは難しいというか、相当説明をしなくちゃいけないと思いましたので、あまり詳細なところまでは説明をしておりません。

横田さんに説明しない分をといったらおかしいんですけども、金子議員のところへ24日に行ったときに、これからの方針ということで、VFMとそのプールを残すことの両立ですね、それについてこういったところを調査していきたいんですよということは相談させていただいていますので、金子議員のほうから紹介議員として横田さんのほうにそういう情報がいくんじゃないかというようなことは考えられました。以上です。

質疑（令和6年9月9日から本日まで）

- 大沢えみ子委員 では、まず時系列を確認させていただきます。

9月9日、文教厚生員会のほうで請願の審査が行われました。他の議員の中でなかなか難しいというご発言がある中で、この時点で千葉議員は意思表示をされておられないということでござい

した。9月10日、千葉議員から呼出し、これは横田さんのほうからのご発言でありますけれども、ここで市役所3階のほうに呼出しがありまして、突然趣旨採択にする旨の話があった。我々は不満ながらも仕方なく引き揚げたというお話でございます。9月13日に、請願の採決の際に、千葉議員は趣旨採択の動議もなく、反対をされたというような経緯でございますけれども、このあたりの経緯について、改めて疑義がある点、それから実際に何があったのかというところについて、詳しく説明することも含めまして、お願いいたします。

- 千葉良秋議員 まず、9月9日に、文教厚生委員会におきまして請願の審査がされました。そのときに、審査過程はいろいろあったわけですが、最終的に金子議員のほうから、VFM、要はPFIのRO事業についてはどうでもいいんだけど、プールの存続を請願として出したいんだという話が、内藤議員の質問の中でそういう答弁があったと承知しております。これは、PFIのROのVFM、これについては、これ絶対条件ですので、それがどうでもいいということにはならないわけなんですね。そういうどうでもいいということになると、サピオそのものが存続できなくなってしまうということを意味しますので、それは絶対にあってはならないと、そんなふうに思って、9日の審査に当たっております。

そして、9日の審査が終了した後、それまでの間、執行部に対しての調査だとか、いろいろその間のことがございましたので、それは横田さんのほうにそれを報告、報告というか、お話しなくちゃいけないというふうに思っております。10日の朝6時30分頃、横田さんのほうにメールで、議会棟のほうに来ていただければ幸いですというメールをさせていただきました。その午前中に来ていただきたいというメールの中で、横田さんのほうから10時頃ではいかがでしょうかという返信がありましたので、10時に市役所の正面玄関ロビーで待ち合わせをすることといたしまして、その後、会派控室が当時1つ空いておりましたので、空いていた会派控室を使わせていただいて、そこで横田さんと岩川さんが見えになって、そこで説明をさせていただきました。

そのときに、要はPFIのRO方式を存続させて、なおかつ請願を通すということが非常に困難である。困難であるというか、もう実現する可能性がほとんどないというお話をさせていただきました。期間の問題、あと予算の問題、費用の問題など、具体的にそのときに、10日にお話をさせていただきました。不採択という方向にかじを切ったわけですので、それまでの考え方と、要は調査の結果ですね、市民全体の利益にならないという判断をいたしましたので、そのことを伝えさせていただきました。横田さんにとっては、大変がっかりしたお話だったと承知しています。

そのときに、要は原則請願については採択か不採択か、二者択一が原則でございますけれども、それ以外、趣旨採択というものもありますということをお伝えさせていただいております。ただし、趣旨採択については、不採択と同意義ですというお話もさせていただいております。そのときに、趣旨採択になればいいなと思っているというようなこともお話させていただいております。以上です。

○大沢えみ子委員 ありがとうございました。

この9月10日のお話の時点で、千葉議員としては、この時点で不採択というところにかじを切っているという認識でいいのでしょうか。この時点では、趣旨採択も含めて動くということではなく、もう不採択なんだと。ただし、趣旨採択という方法はあるというお伝えだったんですか。その旨、確認させてください。

●千葉良秋議員 この時点では、単純に不採択ということではなくて、趣旨採択にしたいということで、その趣旨採択の相談をさせていただいております。これは、委員長ですとか、反対されているところの委員の方ですね、そこのところの方々に、そのお話を打診させていただきました。ですから、その時点ではまだ趣旨採択というふうに考えて行動をしております。以上です。

○内藤光雄委員 ちょっと委員長、関連性があるので、1つ前のところと戻ってちょっとしますけれども。

○広山清志委員長 大丈夫です。

○内藤光雄委員 今、答弁の中で、やはりPFIのRO方式、VFM、バリュー・フォー・マネーが出ることが絶対だということで、千葉議員のほうからここは非常に強いトーンで今説明があるように受け止めているんですけども、8月29日に請願に賛成するというので、話はプールに絞ることと言われたようですけども、プールを残して、PFIのRO方式でVFMが達成できる、バリュー・フォー・マネーが出るというふうに判断した理由は何ですか。

●千葉良秋議員 細かく精査をさらにできるだろうと、PFIのRO方式の事業についてですね。それは、執行部が、例えばサピオの利用人数が減っているんですよというふうなこと、それであるとか、あと配管が腐食したり、いろんな施設の点検の結果、そこが使えなくなっていますよといったようなところ、それと利用者負担率、これが非常に低くて、市の負担になっていますよというようなことが挙げられておりました。

その挙げられていた項目それぞれについて、例えば配管が腐食しているということであれば、そこは稲荷山環境センターの熱源、蒸気を熱源として使って、サピオについては全館冷暖房、それとプールとか温浴施設の加熱などもその蒸気を使っておりましたので、そのシステムそのものが最も金額がかさんでいる、運用について最も金額がかさんでいるところでした。

それですので、例えばそのシステム、全館冷暖房のシステムだとか、プールとか温浴施設の加熱、そういったところもやめてしまったらどうなんだと、もしくは例えばプールの利用者数が減っているといったときに、小学校がプールを廃止して、その子どもたちが民間のところへ行くということが、そのときにちょうど計画されて、実施の模索をしている段階でございましたので、そういったところが例えばサピオに利用できないのかとか、それと、あとは利用者の負担率、利用者負担率についても、じゃ、どこまで利用者負担率が上げられれば、利用者負担の市の負担がなくなる、市の

もくろみが70%ということでしたけれども、70%までいかないまでも、利用者負担率も向上できるんだらうかと、そういったところをさらに精査することで、PFIの存続とプールの存続、これが両立できるのではないかと、その時点で結論が出ているわけではございませんけれども、そういったもろもろのところを考えると、何とかならないのかということ調査を進めたところでございます。

○内藤光雄委員 確認ですけれども、この時点で、千葉議員はサピオを所管する文教厚生委員会のメンバーであるとともに、議会としてもいち早く情報を収集できる副議長の立場にありましたので、サピオ稲荷山をPFI、RO方式で存続する場合、温浴施設とプールについては相当ネガティブな施設といたしますか、サピオの附帯設備というふうになっているということはご存じだったと思いますけれども、改めて確認します。この時点で、議員として、また副議長として、様々な執行部報告なり状況、サピオ稲荷山の存続についての資料の説明を受ける中で、PFIのRO方式でプールを存続することは、厳しいけれども何らかの方策はあるというふうに認識していたということでしょうか。

●千葉良秋議員 PFIのRO方式で示されていた方針案ですね、サピオのほうの最初の方針案の部分、この方針案の部分につきましては、この請願が出される前、出される以前の状態においても、もう少し詳しく説明を受けたいと、調査しなくちゃいけないというようなことは思っていました。これは、副議長であるとか、そういったことを別にして、文教厚生委員会の委員としてそのように考えておりました。

ですから、もっと詳しく調べたいなと思っているところに、この請願がありましたので、請願の中で調べていければということで、当初、請願について採択の方で考えておりました。以上です。

○内藤光雄委員 そういう中で、9日の委員会では、内藤、船川議員は早々に否決を表明ということで、これは私のことが書かれているんですけども、否決を表明しました。確かに間違いないですね。千葉議員は質問をしましたけれども、ここで意思表示をしなかったということでもありますけれども、確かに意思表示をしていません。質問もしましたけれども。なぜ、PFIのRO方式であったとしても、プールの存続に可能性があるというふうに思っていたのに、8月29日の段階ですけれども、9月9日では何の意思表示もしなかったんですか。

●千葉良秋議員 9日は調査をしたということで理解しておりますので、採決についてはその後、13日のところの委員会での採決というふうに理解しておりました。その間、当然請願者である横田さんとか、そういったところに審査の計画をお話させていただきたいなということがございましたので、その時点で採択とか不採択とかという意思表示にはなりませんでした。以上でございます。

○内藤光雄委員 9月10日のほうに入りますけれども、8月29日から9月9日の中では、まだ、要は請願に対して採択ですね、賛成ということを考えていたのかというふうに今受け止めておりますけれども、9月10日になって、ここで趣旨採択という話をしたということも事実だということですが、この時点で、もうこの請願については採択できないというふうにお考えになった

のか、なぜそういう考えになったのか、詳しく聞かせてください。

- 千葉良秋議員 9月9日の審査をする中で、PFIのRO方式、これのVFM、これは絶対条件というお話は金子さんにもさせていただいていたところなんですけれども、金子さんから、PFI、RO方式はどうでもいいんだと、プールの1点に絞るんだというお話がございましたので、これはちょっと採択することはできないと。それと、自分自身が調査した期間の問題ですね。期間とか、それと費用の問題、こういったところを勘案して、10日に、要は横田さんのほうに説明をさせていただいたというところでございます。

○内藤光雄委員 それで、趣旨採択の位置づけは先ほど千葉議員からも説明あったとおりだというふうに認識しておりますけれども、趣旨採択の提案といいますか、趣旨採択を提案するに当たって、趣旨採択でどうかということについて、他の議員と何か相談をしたり、他の議員に対して、趣旨採択を考えているけれども、その趣旨採択の提案に同調していただけないか、そういうことは行いましたか。

- 千葉良秋議員 先ほども申し上げたんですけれども、趣旨採択については、趣旨採択としたいということを、まずは当時の委員長に相談させていただきました。それと反対されていた内藤さんと船川さんのお二人にも、趣旨採択についてどうだろうかという相談をさせていただきました。結果としては、委員長としては趣旨採択は要はそぐわないと、請願にそぐわないので趣旨採択としては、それを認めるというか、趣旨採択に賛同することはできないと。内藤さんと船川さんについては、保留をさせていただいたというふうに理解しております。

○内藤光雄委員 13日の採決でありますけれども、ここについて、趣旨採択の動議をしなかったことはなぜですか。

- 千葉良秋議員 趣旨採択については、要は当時の委員長はもう絶対反対ということと、内藤委員、船川委員については保留をされていたということで、動議を出したとしても、動議が成立する可能性がほとんどないと、極めて低いというか、成立の可能性がありませんでしたので、わざわざ動議を出して委員会を混乱させてもしょうがないという思いで、動議を提出いたしませんでした。

○内藤光雄委員 そうしますと、前段ではこの請願に対して採択できるという見込みを持って、途中で、要は趣旨採択にしたいということは横田さんに伝えておりますけれども、最終的に趣旨採択の動議も出さず、反対をするということについては、この9月9日以降、横田さんに話をしていますか。趣旨採択をするということは9月10日に話をしていますけれども、その後、趣旨採択も動議もしない、反対をするということについては横田さんに説明しましたか。

- 千葉良秋議員 9日の審査の翌日、9月10日ですね、これが横田さんとお会いした最終の日だったと記憶していますけれども、そのときには、要は趣旨採択というお話もしましたけれども、請願について採択することはできないと、請願については不採択ですというお話を伝えさせていただきました。その後、趣旨採択というお話は、同意義ですけれども、横田さんとか請願を出された方の心

情を考えると、実際には、現実的には全く不成立なことであったとしても、心情的には理解できる
ところがございましたので、心情的に趣旨採択にできないだろうかという考えでございました。以
上です。

○内藤光雄委員 いつの時点まで趣旨採択をしようと思っていたんですか。

●千葉良秋議員 いつまでということだと、趣旨採択については、13日の採決の前、10日の後、趣
旨採択というお話を委員長ですとか、内藤さんですとか、船川さんとかですね、相談させていただ
いておりましたので、それが見込みがなくなるというところまでについては、趣旨採択をしたいと
いうようなことを考えておりました。

○内藤光雄委員 そうしますと、もう一回確認です。9月10日に趣旨採択にしたいということを横田
さんに伝えたときに、反対もあり得ると言ったことについては、それは自分として何か採決におい
て、横田さんに対して保険をかけたような受け止めがありますけれども、どういう心情で趣旨採択
にしたいと言っておきながら、反対もあり得るといことを言ったんでしょうか。

●千葉良秋議員 趣旨採択としたいけれども、反対もあり得るといことではなくて、まず請願につ
いては採択できませんというお話を先にさせていただいております。その後で、同意義なんだけれ
ども、不採択と同意義だけれども、趣旨採択という選択がありますよというお話をさせていただ
いております。

○内藤光雄委員 そうしますと、繰り返して恐縮なんですけれども、9月10日には、要はもう請願に
ついては採択できない、反対だということを伝えたということによろしいですか。

●千葉良秋議員 はい。10日には、請願については採択できないということをお伝えしております。

○大沢えみ子委員 今のところを最終的に確認をさせていただきます。

9月10日に、採択できないという旨はご本人たちに伝えてあると。ただ、心情的には理解できる
ので、趣旨採択という話はあるよということをお伝えをいただいたということだと思います。

請願の趣旨採択の解釈がちょっと私とは違うんですけれども、請願は、基本的には採択か不採択
というところだと思います。ただ、不採択は明らかにもうNGというか、駄目なんですけれども、
趣旨採択というのは否決ではなく、趣旨には賛同するという意義というふうに私は捉えております。
一般市民がしたときに、趣旨の採択だとなれば、否決ではなく、通常採択の、全部は駄目だけれど
も、内容は理解してもらえるよねというふうに受け取ってしまうというふうにも考えるんですけれ
ども、そのあたりの細かい趣旨採択というものの意義というのは、どのようにご説明をされたんで
しょうか。

ここでは、趣旨採択は不満ながらもというところではありますけれども、この時点で多分ご本人
としては、反対というか、そういう意義としては捉えていないのではないかなという気がするの
ですけれども、どのようなご説明をされたんですか。

●千葉良秋議員 趣旨採択については、請願については採択か不採択の要するに二者択一が原則ですというお話と、趣旨採択については、横田さんのお気持ちですね、お気持ちを酌み取って趣旨採択ということの意味合いでお話をさせていただきました。現実には、その前に採択については、採択できないことの説明を詳しくさせていただいたつもりであります。ですから、趣旨採択については、不採択と同意義ですというお話をさせていただいた上で、心情としては酌み取りたいと思っているので、趣旨採択という選択がありますというお話をさせていただきました。以上です。

○大沢えみ子委員 この間、ご説明をいただいたように、千葉議員としては、当初から基本的にはプールを残すというこの請願も含めて、採択できないかということできろいろ調査もされて動かれていた、それも事実だろうと思います。そして、いろいろ調査の中で、ここは千葉議員のお考えからすれば、両立ができないというふうにご判断をされたということだと。そして、採択をできないということを9月9日にお伝えしたということで、ただ、心情は分かるので、趣旨採択にというお話をされたということで、間違いないでしょうか。

そのところにおいて、もう一つのところでは、この間、1つ課題になっている執行部と会ったという経緯について、ここについては、何らかのこの経緯の中、時系列の中で実際に行われた経緯というのがありますでしょうか。

●千葉良秋議員 趣旨採択についてということでもありますので、趣旨採択にしたいという旨も執行部にそれは伝えておりました。その中で、執行部としては、趣旨採択はどういうものなんだというかですね、どういうことで趣旨採択なんだというふうなことを聞きたいということで、ここにもありますけれども、市長をはじめ、大勢の方とお会いしてお話をしております。

ただ、それは横田さんの心情ですね、お気持ちを大切にしたいという意味合いで話をさせていただきました。それと、PFIのROの成立、これについては、請願を通して再度やるということについては、時間的な問題、時間的な問題といえますのは、例えば小学校の人数を、そっちに回したらどうなんだということも、これは教育委員会のほうでその時点で検討されておきませんので、そういった時間もかかります。

それと、例えば稲荷山環境センターの熱源を利用した発電をサピオのほうに回して、サピオの現在やっている空調であるとか、そういった設備を全部やめちゃうといったことも、稲荷山環境センターの更新の調査の予算がやっと今年度ついたような状況ですので、それをやるということになると、さらに数年サピオを延ばすことになる。ですから、期間的にも、予算的にも、それをやったとしても、必ず、それが成立するのかというところでもありませんし、これはサピオを存続させなければいけないという大前提がございますので、そうじゃないと、市民全体の利益としてそれが見込めないという考えの下で、いろいろ話をさせていただきました。

横田さんには、10日の説明で、プールの存続に対して、これは非常に困難であって、ほぼ実現の可能性はありませんというお話をさせていただくとともに、心情としては、横田さんのお気持ちと

しては、十分酌み取れる部分があるので、趣旨採択という方法もありますというお話をさせていただきました。

○大沢えみ子委員 分かりました。

執行部に会ったことは事実であると。ただ、そこにつきましては、ちょっと詳しくご説明いただきたいんですけども、千葉議員のほうからご説明をしたいというふうに、請願の趣旨採択をしたというふうにご連絡を入れたのか、それともそういう動きを、各会派さんなり、ご相談もされているんですけども、そうしたお話を聞きつけた執行部のほうから話をしたいという連絡があったんですか。

●千葉良秋議員 これは、執行部のほうから連絡がございまして、それで話をさせていただきました。

○大沢えみ子委員 そこにつきましては、ちょっと請求者のほうからの資料もありましたけれども、市長応接室に呼ばれ、請願の趣旨採択について市長、副市長、当時の部長、課長、主査の前で議論をいたし、当初執行部は趣旨採択に反対しておりましたが、2時間超えに及ぶ議論を経て、動議の提出から趣旨採択等について了承をいただいたということの経緯については、何かご説明等がありますか。

●千葉良秋議員 このことについては、執行部のほうに趣旨採択というお話をしておりましたので、そのことについて執行部側から来て話をしてほしいということがございましたので、行って話をさせていただきました。その中で、お話をした一番のところというのは、横田さんという請願者がいて、その方の心情を酌み取りたいんだと。そのときに、要はPFIのRO、これが成立する見込みがないということも同時にお話させていただいておりますので、その横田さんの心情を酌むということは、PFIのROを、それをもう一回見直せということなのかというお話でございましたけれども、そうじゃないと、それはあくまでもそういったPFIのROの見直しとか、そういうことのあれではなくて、横田さんの心情を酌んで、請願の趣旨採択をしたいんだということでお話をさせていただきました。

同時に、その趣旨採択の件については、委員会の中の、例えば委員長であるとか、内藤委員、船川委員にも同時に並行してお話をさせていただいております。

○大沢えみ子委員 分かりました。

あくまでその心情を、いわゆる執行部にお伝えしたという認識であるということでありますけれども、逆に言うと、ここまで請願のある意味心情を酌み取りたいということを最後まで追求しておられたにもかかわらず、最後、動議を出されなかった理由としては、採択の見込みがないので、混乱させることはないと思ったということで、直前まではそのように思っていたという説明が先ほどありましたけれども、この件について、請願者にいわゆる説明をされた経緯はありますでしょうか。最後、反対に回られた、最後まで心情を酌み取ろうという努力をしていたにもかかわらず、反対に回られたことの経緯について、請願者に説明された経緯というのはありますか。

●千葉良秋議員 その後、13日の採決の後、横田さんとお会いしていることはございません。横田さんのほうからは、14日、採決の翌日の日付で、今の気持ちというような文書が提出されたと思っております。以上です。

○大沢えみ子委員 先ほど来出ているように、今の気持ちというところを考えると、趣旨採択にするということも含めて、ある意味、千葉さんが一生懸命動いてくださっていたというふうに、多分請願者も認識をされておられたでしょうし、それがいきなり趣旨採択というお話も一切なく、反対に回られたというところについては、非常にショックだったんだろうというふうに思っているんですけども、この時点でご連絡なり、メールなり、あるいはその後のご説明なりということとなされていない理由は何ですか。

●千葉良秋議員 請願について、採択不採択ということについては、10日、委員会審査の翌日ですね、お会いして詳しくお話をさせていただいたつもりでおります。その中で、趣旨採択というお話が出たわけなんですけれども、趣旨採択については、委員会での動議、それと本会議場での動議、この2つあったかと思います。委員会での審査については、趣旨採択の見込みが立たないということで、先ほどもお話ししましたが、いたずらに委員会に動議を出して混乱させることも、そういうこともないなということで、それは提出しませんでした。

その後、本会議場での採決がありますので、本会議場での採決についても動議を出せる可能性があったわけですね。ただ、そのことについても、これは本会議場で動議を出すことについてどうなんでしょうかと、これは議長に相談をさせていただいた結果、議長のほうからは、それは、要はおかしいんじゃないの。請願の不採択ということで委員会でもその審査をしていない中で、いきなりまた本会議場で動議ということも、それは適切ではないんじゃないですかというアドバイスを議長からいただきましたので、それも動議をしないということで判断させていただきました。以上です。

○大沢えみ子委員 最後、2点確認させてください。

執行部のほうにお会いしたのは、実際には何月何日の何時頃でしょうか、それが1点。

●千葉良秋議員 10日以降、13日までの間ですので、11日と12日しかないんですけども、そのいずれかだったと思いますけれども、ちょっとはっきり記憶しておりません。

○大沢えみ子委員 もう一つ、最後のところまで趣旨採択のところまで動いていたけれども、見込みがないというところでは、動議等を提出しなかったと。議会のテクニックといいますか、そうした中で、委員会等、あるいはこれまでお話をしてきたことと態度を変える場合というのはゼロではないんですけども、そうした場合に、例えば退席をするというような選択肢もあったかと思うんですけども、そうしたことを取らず、最終的に反対に回られたというところについては、どのようなお気持ちだったのでしょうか。

●千葉良秋議員 文教厚生委員会の委員の構成が、例えば趣旨採択じゃなくて、要は請願の採択不採択ということに関しますと、不採択の要するに議員がいるわけですね。不採択と言った、それは私

も含めてです。その議員の人数と、今度は採択しますよと、請願についてですね、その人数が委員会の中で拮抗しておりましたので、私が退席することによって、その拮抗した人数が崩れてしまうということになりますので、そうすると本来自分が調査してきたこと、その調査をしてきて、非常に困難がある、難しい、実現不可能だと思っていることが、逆に採択される可能性があるわけです。そうすると、それを採択、請願を採択することによって、市民全体の利益につながらないと私は解釈、サピオがなくなってしまつては市民全体の利益につながらないと思っておりますので、退席はいたしませんでした。以上です。

○大沢えみ子委員 ということは、いわゆるこの時点では、既に千葉議員は採択をすべきでないというふうに思われていた。そして、そのように動かれていたということだというふうに認識しているんですけども、心情を酌むというようなことをしながら、最終的には採択をすることは市民全体の利益に反するというふうに判断をされた、それはいつですか。

●千葉良秋議員 まず、請願についての採択不採択の判断をしたのは、9日の委員会審査のときでございますので、10日には横田さんにその旨を伝えたとおり、不採択ということを経験の中で判断しております。

趣旨採択という話をしたのは、その不採択という判断の後の話ですので、同じ日に同じ場所で話をしていますので、一連の流れというふうに取り立ててもしようがありませんけれども、これは別のことでございます。不採択、採択、それと趣旨採択、趣旨採択は不採択と同意義ですというお話もさせていただいたつもりであります。以上です。

○田中寿夫委員 先ほど、副議長の立場なので紹介議員にはなれないというふうに答弁していますよね、横田さんに。副議長の立場であつたら、直に8月29日に電話をして、1対1で会って話をするというのは、どういうことなんでしょうかね。適切なことですか。

●千葉良秋議員 横田さんから電話があつた時点で、副議長という立場なので紹介議員にはなれませんというお話をさせていただきました。これは、そのとおりだと思います。

紹介議員ではありませんけれども、委員会の構成の委員でありますので、文教厚生委員会の委員として、これは副議長としてではありません。文教厚生委員会の委員として請願の審査をするのに当たって、いろいろな調査をするとか、そういったことについては何ら副議長の職責とは関係のないことであると思っております。

○田中寿夫委員 そうしますと、執行部と会って話をするというのは、これは一般議員はまずないと思うんですが、これは副議長という立場でやったんじゃないですか。

●千葉良秋議員 この請願の、要は調査をしている過程におきまして、副議長の立場でお会いしたことは一度もありません。以上でございます。

○田中寿夫委員 副議長の立場でなくとも、執行部のほとんど、幹部の人たちと一緒に2時間も話し

込むということは、通常の議会活動としてあり得るものなのでしょうか。

- 千葉良秋議員 ちょっとどのようにお答えしていいのかわからないんですけども、議論を尽くすということは大切なことだと思っております。ですから、時間が例えば10分や30分であろうが、1時間であろうが、議論を尽くすということは、それは議会人として当然のことでありまして、そういったことをやり取りする、委員会の場でもそうでしょうし、例えば執行部との調査の中でもそうでしょうし、そういったことは当然あることだと思いますし、逆にそういった調査をしないということは不作為に当たると思いますので、調査をすべきだと思っております。議論をすべきだと思っております。以上です。

○田中寿夫委員 それでは、執行部に対して、議会として請願審査に係る内容を、その賛否ですか、それを確認する必要があるのでしょうか。

- 千葉良秋議員 お答えがちょっと難しいんですけども、当然調査をすべきこと、例えば請願が出されて、請願の中身について、紹介議員以外にそこに携わっている議員としては、当然調査をすべきだと思っております。しないことが逆に不作為に当たると思っております。

○田中寿夫委員 調査すべきというのは、あくまでも出された内容を、要するに議会として、議案として出された内容を調査することは可能ですけれども、そうじゃなくて、請願の審査自体の中身をやる必要はないと思うんですが、どんなふうな考えで執行部とのやり取りがあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 千葉良秋議員 今回、請願の中身が、P F Iの事業見直しということがタイトルになっておりましたけれども、私が解釈するP F Iの内容見直しということは、P F I事業について精査してほしいということの請願の趣旨だと解釈しております。ですから、請願、見直しということになると、はなからP F Iを、やめるんですか、やるんですかみたいな話になってしまいますので、そうではないというふうに理解して、当然P F I事業とプールの存続の両立、これを図るために調査をすることは、これは当然あってしかるべきだと思っております。

○田中寿夫委員 最後にお聞きしたいんですが、執行部に呼び出されたと先ほどお話いただきましたけれども、それは事実ですか。

- 千葉良秋議員 呼び出されたという表現がちょっと正しいかどうかは別にしても、連絡があったことは事実であります。

(休憩)

質疑（全体を通じて）

○金子広和委員 まず、私は紹介議員の1人でありまして、また請願者の気持ちも踏まえて、何点か確認含め聞きたいと思います。

初めに、千葉議員から議長宛てに送られましたSNSのメールについて質問します。

千葉議員から議長宛てに送られましたSNSのメールは、9月議会の会期中であり、また請願が

審査されている中、採決の前でもあり、賛否に関わる内容となっており、大変重い問題であると認識をしております。

まず、1点目、議長宛てにこのような内容のメールを送ったのは間違いありませんか。

●千葉良秋議員 メールを送ったのは事実であります。そのときは職責が副議長ということでございますので、審査としては委員として審査に当たっているわけですが、議長に対しては副議長としての報告の義務があると思っていますので、自らの行動を報告しております。以上です。

○金子広和委員 今、議長に対する報告というようなことでしたが、なぜこのようなメールを議長へ送ったのか、報告というようなものですが、もうちょっと詳細を話してください。

●千葉良秋議員 報告という意味合いで、自分の行動を議長のほうに明らかにするという意味合いでメールを送っております。以上です。

○金子広和委員 分かりました。

これは、議長のほうの依頼を受けて報告したのか、それとも自発的にしたのか、どちらですか。

●千葉良秋議員 副議長の職責の報告としましては、議長から全部一々報告しなさいということはないので、これは自らの判断で報告しております。

○金子広和委員 誰が議長であれ、当時は太田議長ですね、公平公正な立場である以上、このような先ほど来言われていますけれども、報告とはいえ請願審査の賛否に関わるような内容であるそういったメールを送られているわけですね。そういうような形の中で、このようなメールを送ったことに対して事情聴取をするようなことになると思いますけれども、そのことは千葉議員においては当時は認識はなかったですか。あるかないかでいいですよ。

●千葉良秋議員 どういうふうにお答えしていいのかわかりませんが、まずメールを送ったことは事実です。それと、請願の審査についての賛否を議長に問うとかそういったことの内容ではなくて、それは自分が副議長の立場として、行動している内容を議長に報告する義務があると自分は思っておりますので、それは議長が、その当時は太田議長でしたけれども、これは太田議長じゃなくても、どなたが議長でも議長宛てに副議長は報告すべきだと思っております。以上です。

○金子広和委員 当時、議長と会派の代表、または議会事務局の局長によりこの件に関して事情聴取が行われたと聞いておりますけれども、これは間違いありませんか。

●千葉良秋議員 会派の中でも共有しておりますし、どういうことがあったんだということについては、議長のほうからも質問を受けております。

○金子広和委員 では、当時、事情聴取の中では、メールの内容は事実だと。先ほど来の質問の中でもそのような感じで私は受け止めています、そのことに関してもう一度確認しますが、メールの内容に関して事実だということで間違いはありませんか。

●千葉良秋議員 メールを送ったことについては、自分の行動の結果を報告していることでありますので、そのとおりでございます。

○金子広和委員 このような状況が発覚してしまった以上、議長として公平公正な立場から、また会派の代表としても苦渋の決断で、紹介議員の代表でもある私に、当時一部始終を伝えに来てくれたものだと推察をしております。

次に、請願者の気持ちと、添付された今回の請願の流れにも関係しますので、議長に送られたメールの内容についても質問をさせていただきます。

議長にメールを送られたのが9月11日と12日のことですが、市長応接室に呼ばれたのは何日ということですか。

●千葉良秋議員 9月11日だったと記憶しております。

○金子広和委員 11日ですね。

そうすると、その後のメールで、「結果、不採択とせざるを得ませんが、請願者や地区議員に申し訳なく思います」とありますけれども、これは何に対して申し訳ないというふうに思われて送られたんですか。

●千葉良秋議員 請願者の方に対して残念ということですね、請願者の残念という気持ちが当然酌み取れますので、そのことに対しては申し訳ないなということのメールでございます。

○金子広和委員 メールを見ている限り、私なんかだと、賛成をするといいながら反対することに対して申し訳ないというふうな解釈だと取れるのかなと思いますが、そうするとそれに関しては違うということですか。

●千葉良秋議員 当初、賛成をするということでいろいろ調査を進めてまいりましたがけれども、その後、要するにそれが実現できないということですね、実現の可能性がないということで、それは不採択ということになりましたけれども、それに対しての申し訳ないということではなく、請願者の心情を考えたときに申し訳ないということでございます。

○金子広和委員 ちょっと先ほど来の質問と重複してくる部分もあるんですけども、なぜ市長応接室に今回呼ばれたんでしょう。

●千葉良秋議員 なぜ呼ばれたかということについては、私が呼ばれた側ですのでそれは分かりませんが、執行部が要するに話を聞きたいということで、場所がそこだったということだと認識しております。

○金子広和委員 呼ばれたほうなんで分からないということも分かりますが、そうすると、私なんかですと、市長応接室ということであれば、ある一定の密室かなというような解釈をするんですけども、これは市長応接室でないと議論できない内容だったということではないんですか。話の内容でそういうふうな解釈はないですか。

●千葉良秋議員 例えば市長応接室じゃなくてほかの場所、会議室とかそういった場所であっても、別に問題はないと思いますけれども、場所についてはたまたま場所がそこだったということだと思います。

○金子広和委員 メールの内容で、「当初、執行部は趣旨採択に反対しておりましたが」とありますけれども、この言われる執行部とは、メールにあります市長、副市長、部長、課長、主査ということで間違いありませんか。

●千葉良秋議員 そのメンバーはそのメンバーですので、それは執行部が反対というか、要はその話を聞きたいということで行っていますので、当然趣旨採択についてどういう意図を持って趣旨採択としているのかと、それを執行部側として確認したいということだったと理解しております。その中で話をしたのは、その趣旨採択については、横田さんの心情を考えると、何とかそういうふうにしたいと思っているんだということでお話をさせていただきました。以上です。

○金子広和委員 その中で、「当初、執行部は趣旨採択に反対しておりました」とありますけれども、これはなぜ執行部に、先ほど来質問にもありましたけれども、請願の賛否と思われることを求めているんでしょうか。

●千葉良秋議員 執行部に請願の賛否を求めていることはございません。そういった事実はありません。執行部と話をしているというのは、執行部は当然話を聞きたいということについては、趣旨採択ですね、そのメールにあるのは趣旨採択のことですので、趣旨採択の細かい内容を全部メールに反映させてメールをすることは、これは難しいというよりも、えらい長い文章になってしまいますので、そういった表現の仕方になっておりますけれども、そのことによって、例えば趣旨採択の判断を執行部にお伺いするとか頼むとか、そういったことは一切ございません。

○金子広和委員 では、その次のところで、先ほども出ていますけれども、2時間超に及ぶ議論を経て、動議の提出から趣旨採択について了承いただきましたと。了承いただいたということは、賛否を求めているように私は捉えているんですけれども、了承をいただいたのは市長ということでしょうか。

●千葉良秋議員 了承いただいたという表現の仕方も、2時間超に及ぶ議論と言いますけれども、そこは執行部ともうとことん、例えばサピオの存続のことであつたりとか、請願に成立しない要件があるということ、それを説明をさせていただきました。その中で、横田さんの心情については十分理解できるところがあるので、これは趣旨採択としたいんだということを話をさせていただきました。それは市長以下、そこにいたメンバー全員と話をさせていただきました。その結果、趣旨採択で出されるのであれば、心情を酌み取るということであれば、それはそれとしてしょうがないねと。ただ、趣旨採択の中に、サピオの存続のこと、PFIのこと、そういったことが不成立であるよということもちゃんと表現されていないと、趣旨採択が誤解されてしまいますねというような話もございました。ただ、それについては、あくまでも横田さん、請願者の方の心情を酌み取っての話ということでございます。以上です。

○金子広和委員 それに関して、先ほども聞きましたが、そうすると市長が了承したというよりは、そこにいた執行部全体で了承したということでしょうか。

●千葉良秋議員 執行部全体が了承したという表現の仕方をしてはいますが、それであればしょうがないねと。趣旨採択ということに、動議を出されることについてもしょうがないですねというふうな理解をいただいたということです。それが了承したという表現になっていますけれども、そのようなことでございます。

○金子広和委員 まあしょうがないねという理解ということであれば、まあ了承したのかなというふうに私は感じますが、今回、このところに関していうと、9月議会の最終日に行いましたふれあい健康センターPFI（RO方式）事業の基本構想（案）を見直し、プール及びトレーニングルーム等の存続を求める請願の取扱いに関する市長への疑念について緊急質問した、ここが根拠なんですね。ですから、今の話を聞く限りは、しょうがないねというふうに言われたということであると、やはりここは結構後々大事な部分になるのかなというふうには思っております。

それで、当時は副議長という、先ほども副議長であったという話が結構出ていますが、市議会を代表する立場であり、さらに公平公正な議会運営を担う立場でもあります。このような行為をすることに対し、市議会を裏切ったという認識は当時はなかったんですか。

●千葉良秋議員 委員長、もう一度質問をお願いします。

○広山清志委員長 もう1回お願いいたします。

○金子広和委員 簡潔に言いますと、当時副議長でありながら、このような行為をすることに対して、市議会全体を裏切ったというような認識はなかったかどうかを聞きたい。

●千葉良秋議員 まず、今回の請願の審査に当たって、例えば調査をしたりとかいろいろなことをやっていますけれども、これは副議長としての立場で行ったということは一度もございません。ですから、公正公平な立場として文教厚生委員会の中の委員の1人として調査を行っておりますので、そういった副議長の職責で行ったということには当たらないと思います。それと、議会を裏切ったというか、そういった表現については、議会を裏切ったことは一度もございませんし、公平公正な立場で、これは政治倫理とも関連しますが、公平公正な市民全体の利益を考えて行動していると。そういったことについては申し上げておきたいと思います。

○金子広和委員 次に、請願者が議長に提出をしました今回の請願の流れについて何点か聞きます。

先ほど、執行部の批判をせず、話はプールに絞ることに対して、発言は制限をかけたというような話ですが、それに対して、アドバイスをしたというような答弁でしたけれども、当時、請願者からも話はよく聞いておりますけれども、アドバイスを受けたというような認識ではなかったと思いますが、再度聞きますが、これは制限をかけて話を、ここは言っちゃいけない、こうだというような詳しいことまでやったということじゃないんですか。

●千葉良秋議員 発言の内容については、要は請願の趣旨と、例えばこれは執行部批判しないようにという話なんですけれども、このことは別のことでありますので、要は請願の趣旨そのものがこういった執行部批判だとかをすることによって逆に薄れてしまうというふうに考えておりました。絶

対こういうふうにしなさいよという強制的なことということではなくて、相談を受けてこういうふうにしたほうがいいんじゃないですか、こういうことなんですよというふうな話をさせていただいたと認識しております。

○金子広和委員 当時、私も紹介議員として、請願者と一緒に、今、千葉議員がいるところに座っていましたけれども、かなり請願者の方たちは話をしたいことを我慢して、横田さんともう1人いましたけれども、ちょっとプールとか執行部の批判に入りそうになったときは、横田さんが机をたたきながら、何度もその話はもう駄目だよということで止めているんですね。それは多分文教の委員の方もご覧になっている方も多かったと。であれば、私の請願者の気持ちから考えると、アドバイスをしているというよりは、やはりある程度発言に制限をかけていたんじゃないかなというふうな認識なんです。

もう一度確認しますが、ここはあくまでも先ほど来、千葉議員がおっしゃっているような答弁で間違いはないですね。

●千葉良秋議員 もう少しちょっと簡潔に質問をしていただきたいと思いますけれども、今の質問にお答えすると、私が強制的に横田さんにこれは駄目だよと言ったというふうに今質問を受けたように感じるんですけれども、強制をしたことは一度もございません。これはあくまでもアドバイスです。これこれこういうことについて、例えば執行部批判だとか議員の批判だとか、議会に対しての批判も含めて、要は請願の趣旨と違うことですので、それはなさないほうがいいですねということを申し上げているということです。以上です。

○金子広和委員 では、先ほど来、千葉議員が言っていましたけれども、8月24日、私のほうの事務所に来られたということを何度か言っていますが、当時の記録を残していますので、8月24日の朝8時35分頃に千葉議員から私に、この後話がしたいので事務所に伺ってもいいかと電話があり、9時頃からおよそ3時間ほどですかね、12時頃まで私の事務所で話をしました。その中では、確かにPFIですとかそういった話もありましたが、請願に賛成するので、私にも請願に賛成すると当時言っていました。それで、執行部批判をせず、話はプールに絞るように頼みたいと。同様に、請願者にも話してほしいということを何度も言っていました。これは、私の事務所で、千葉議員が先ほど来言っていますから間違いなく話はしていますが、若干食い違いがありますんでね。私には、請願者に対してプールに絞ることと執行部批判はしないというようなことを私のほうからも伝えてほしいというような形で何度も言われたという記憶がありますけれども、これは間違いありませんか。

●千葉良秋議員 金子議員のところの事務所にお伺いして、お願いしたというか、そういった事実がございます。それは、1つは執行部の批判であったり議会の批判であったり、そういったところが見受けられましたので、それについては請願とは別のことですので、これはなさないように金子紹介議員のほうからも横田さんに伝えてほしいというお話をさせていただきました。

それと、そこで話をした内容というか、金子紹介議員のほうに説明した内容としては、例えばこ

れから進め方、自分が何を思って、どういうことでその請願に賛成したいと思っているのかということもお伝えしました。それについては、P F I は絶対であるというのは先ほどから話をさせていただいていますけれども、P F I 事業がなくなっちゃったらサピオそのものがなくなっちゃうんですね。こんなことは、プールの存続だとかそういったことは元も子もなくなってしまう話なわけです。ですから、それを何とか両立するように探れないかということで、4項目、金子紹介議員のほうには提示させていただいて、1つは利用者が少なくなっていること、1つは配管だとか空調設備が劣化しちゃってしまっていること、それと熱源がどこから供給されているのかということで、稲荷山環境センターから供給されていること、それともう一つは利用者負担率が低いということについて、どこまで利用者負担率が上がるのか、もしくは値上げが必要なのかというようなことを調査して進めていきますという話を金子紹介議員のところに行って随分長々と話をさせていただきました。そのことは、当然紹介議員のほうから横田さんのほうにも伝わっているものだと理解しております。以上です。

○金子広和委員 今言われたように、結構長く話をした記憶は私も覚えています、先ほど来、そんな中で、この後にまたちょっと質問が出るんですが、賛成をするということから反対をするということに変わった内容の一つとして、私の当時の紹介議員としての答弁の中で、P F I に対してどうでもいいと。先ほど来は言い方がちょっと乱暴かなと思いましたが、そういうような発言があったので、賛成はできないなというような感じに私は聞こえたんですけども、当時の議事録を確認していただければ、千葉議員が私の事務所に来て話した要求どおり、請願審査の対応をしていたことは確認できると思うんですね。また、この中にも当時の文教厚生委員会の委員もいますけれども、私がそういった形でP F I に関してはどうでもいいですとか反対しますなんていうことは一切言っておりませんので、これに対して、もう一度確認しますが、賛成から反対に行った理由の中の一つとしてそういうことを千葉議員は思っているんですか。要は、文教のときの私が行った答弁がその一つの原因だということを、そういうふうに言いたいということを確認したい。

●千葉良秋議員 9日の審査のことだと思います。当然、9日の審査に入る前も、いろいろな状況を調査させていただいております。その中で、その調査の結果、非常に難しいなということは自分でも思っております。それと、金子議員がサピオのP F I 事業については、これはもうどうでもいいという言い方を今しましたけれども、それについてはどうでもよくて、そのことじゃなくて、プールの存続だけについて今回の請願なんだというお話をされたと思います。ただ、それは金子議員のところに行って、さんざんくどくなるほど話をさせていただいたんですけども、P F I のR O の成立は、これは絶対要件ですよと、どうでもいいことじゃなくて、絶対要件なんですという話を口酸っぱくなるほど話をさせていただきました。これは、サピオそのものの存続に関わるので、そういうことを申し上げました。ですから、それが前提にならない限り、プールの存続はあり得ないわけですね。そのことを金子紹介議員も当然認識をしていただいているものだというように私は解釈を

しておりました。ですから、プールがどうでもいいとかそういったことの答弁には、これは駄目だなという思いの一つに上げられるということです。

○金子広和委員　ここであまり長いやり取りはできませんけれども、どうでもいいというのは、先ほど千葉議員が答弁したことを言っていたけなで、私がどうでもいいと言ったんじゃない、先ほど千葉議員が言ったんで、それに関して言っただけですので、それは一応そういうふうに理解しておいてください。

次にいきますけれども、市長の応接室で市長らと議論したということですから、これは請願者を市役所に呼び出した前か後か、どちらですか。市長の応接室で議論したのは。

●千葉良秋議員　横田さんに、10日、要は9日の審査が終わった翌日ですね、10日に横田さんにお話をしておりますので、その中でお話をした後の話でございます。ですから、市長室に行ったのは11日です。

○金子広和委員　では、先ほど来、ちょっと答弁と食い違うところがあるかもしれませんが、私の認識の中で確認しますね。趣旨採択にすると話した後は、採決で反対するまでに請願者に連絡はしていないと聞いておりますけれども、これは確認です。もう一度、間違いないですか。

●千葉良秋議員　10日以降は、横田さんとお会いしておりません。

○金子広和委員　では、そうすると、先ほど若干説明が入っていたかもしれないですけども、なぜ請願者に連絡をしなかったのか、そこはもう一度お願いします。先ほどはたしか10日に詳しく説明したつもりだったというような答弁だったと思うんですけども、それだけでいいのかどうか。補足があれば言ってもらいたい。

●千葉良秋議員　10日に横田さんとお会いして、お二人で来られたと記憶していますけれども、そこでは、要は請願の採択に賛成できないというようなお話、それと趣旨採択という、要は本来は二者択一なんだけれども、趣旨採択という話があるというお話、その辺をさせていただいて、その後については、それ以上の説明がありませんので、それ以上変更だとか状況が変わるということがありませんでしたので、特にお会いすることはしておりません。

○金子広和委員　では、先ほどの答弁の中で、趣旨採択にするから反対するということに変更になった理由として、10日に今言ったように横田さんに話をして、その中では反対もあるというようなニュアンスの話もされているというふうな答弁をされていましたが、私の認識ではその趣旨採択をするというような話をした10日のうちに私のほうにもすぐに連絡が来ているんです。紹介議員ですから、当然。それで、その中では趣旨採択にするというような話は確かに聞いている。ただ、反対する、賛成するといったそういったような内容のものに関しては、横田さんは聞いていないと。趣旨採択自体がどういうものなんですかということを私にも質問してきているんですよ。そこで趣旨採択というのはこれこれこういうことですよという説明もしています。先ほど来、反対もあるよということを説明したという答弁でしたけれども、それは間違いないですか。

●千葉良秋議員 反対もあるよというよりも、その理由を説明して、その請願に対して採択することはできませんというお話をさせていただきましたので、これは採択できないというのは反対ということですから、そのことはお話しさせていただいているつもりであります。

それと、その理由についても、例えば執行部が言っているようなことの精査をそれぞれした中で、それを積み上げていくと、実現の可能性がないということのお話をさせていただきました。その中で、その採択か不採択かという二者択一の中で、何度も繰り返しになりますけれども、趣旨採択ということもありますねというお話をさせていただきました。ただ、その趣旨採択について、横田さんのほうが十分理解していただけなかったということであれば、それはその場でもっと説明する必要があったのかとは思いますが。

○内藤光雄委員 SNSの文章について質問させていただきます。

まず、議長宛てに9月11日と9月12日というふうに日にちがありますけれども、これは日付を入れて同時に送っているんですか、それとも11日に送ったもの、12日に送ったものということなのか、そこを説明してください。時間軸が分からないのでお願いします。

●千葉良秋議員 最初に送ったほうのところですね。

○内藤光雄委員 9月11日と書いてあるほう。

●千葉良秋議員 9月11日。その次に、別のメールで次に送っております。日付は同じ日だったと思います。

○内藤光雄委員 そうすると、過去のことを、9月12日にこのメールは同時に議長に配信したということでもいいですか。

●千葉良秋議員 そのように記憶しています。

○内藤光雄委員 そうしますと、ちょっと私の理解度が低いのかも分かりませんが、まず11日の時点の報告で、趣旨採択にまとまる可能性がありませんので、不採択とせざるを得ませんがということで書いてあるんですけれども、11日の時点で不採択というふうにして、趣旨採択の可能性もないとしているんですけれども、12日に趣旨採択ということになっていますけれども、ここでの変化は何ですか。先ほど、私の名前も出ましたけれども、内藤、船川議員に趣旨採択と言ったけれども保留と、委員長は反対ということがありましたけれども、12日の時点で趣旨採択の動議を出したいと言っているのはちょっと時間軸で矛盾が生じているような気がするんですけれども、いかがですか。

●千葉良秋議員 お名前を出して大変申し訳なかったですけれども……

○内藤光雄委員 いえ、いいですよ。事実ですから。

●千葉良秋議員 ただ、そのところで趣旨採択については実現の可能性がないという話をさせていただきました。それと、委員会での要は実現の可能性がありませんということと、その後、議長に

は本会議場で動議を出させてもらったらどうかという相談をさせていただきました。そのことが時系列で一緒になっているのかと思いますけれども、本会議場で動議を出されるのもそれは不適切ですねというアドバイスを議長からいただきましたので、それもしないことといたしました。そういったところです。

○内藤光雄委員　そこでお聞きしたいのは、先ほど市長室に呼ばれたのはなぜか分からないと。請願の趣旨採択について、千葉議員がそういう動議を出そうとしていることを市長執行部は何らかの事柄から察して市長室に千葉議員を呼んだということが推測できますけれども、市長が、市長執行部が千葉議員が趣旨採択の動議を出そうというふうになぜ知っていたかと思いますか。市長は、千葉議員が趣旨採択を出すことを知っていたというふうに受け止められる文章ですけれども、いかがですか。

●千葉良秋議員　それは執行部の例えば課長とかそういったところと話をしている中で、それが上層部に伝わっていることだと思います。

○内藤光雄委員　それは千葉議員から課長に対して、趣旨採択を考えているんだということを話したということでもいいですか。

●千葉良秋議員　そのようにしたいという話をしております。

○内藤光雄委員　それは事前に議員の採決及び対応について、執行部に対して報告したということとなりますが、それでよろしいですか。

●千葉良秋議員　それについては違います。それについては違うと思います。実際に同時進行で、例えば内藤委員に相談している時点の趣旨採択のところと、執行部の市長と話をしているところというのは同時進行で進んでいますので、必ずしも片一方が終わって片一方がとか、そういうことではないと思います。

○内藤光雄委員　私が聞きたいのは、同じ委員会であつたり、また同じ22名の議員に対して、採決の相談だったり動議の相談ということは、これは必要上あると思っていますけれども、執行部に対して賛成するよ、反対するよ、また趣旨採択の動議を出すよと言ったことは事実ですか。

●千葉良秋議員　それは、自分のほうから執行部に対してこれこれこういうことをやるんだよということは、ニュアンスとして課長あたりと話をしているところの中で伝わったかもしれませんが、実際にそれを執行部に対してはっきりこうだから執行部に意見を求めるとか裁定を求めるとか、そういったことはしておりません。

○内藤光雄委員　そうしますとね、ちょっと変なんだけれども、市長に対してというか、市長はここで趣旨採択、市長に対して趣旨採択の了承をいただきましたと言っているんですね。了承したのは誰ですか。

●千葉良秋議員　それも先ほどお答えしているところなんですけれども……

○内藤光雄委員　しましたね。もう一回確認です。

●千葉良秋議員 メールの中で了承という表現の仕方を使っていますが、その話をしている中で、要は趣旨採択のことについていろいろ話をしております。それは、採択をして、なおかつサピオを残してプールを存続させることの難しさであるとか、そういったことがどうしてもありますという話の中の議論と、それと横田さんの心情を酌んだときに、要は心情を酌むということでの趣旨採択、そのことについて了承というか、心情を酌むことについての請願の趣旨採択ということの選択は、当然議員側の立場としてはあることですので、それについてはしようがないねと、さっきもお話ししましたがけれども、しようがないねというような見解でございました。

○内藤光雄委員 話じゃなくて活字になっているので、動議の提出から趣旨採択について了承をいただいたということは、逆に言うと、市長執行部の了承を得ないと、動議であったり、動議の提出や趣旨採択についてできないというふうに捉えられますけれども、そこについて、了承いただきましたと書いてあると、今、千葉さんの説明がありましたけれども、ちょっと理解ができないんですけれども、この文面を見ると、2時間にわたって千葉議員が動議を出すことに對して市長に了承をいただくようここで議論をしたというふうに受け止めるのがごく自然な文章なんですけれども、了承をいただいたという言葉が違うということですか。そこまで断言しますか。これが活字になっているんであなたに聞きますけれども。

●千葉良秋議員 それは活字というか、私が議長宛てに送ったメールの一部です。

○内藤光雄委員 それは事実ですね。

●千葉良秋議員 それで、そこに了承と書いたのは、さっきも言いましたけれども、横田さんの気持ちということで、動議を出されることについてはしようがないねと。それを執行部に了承をもらわないと出せないのかとか、そういうことの話ではありませんので、これは議員が出す動議にしても何にしても、議員が出すことですので、執行部がそこに対して動議を出していいよとか、動議を出しちゃ駄目だよとか、そういうことではありません。だから、ちょっと表現が、メールの中の表現で短くまとまっちゃっているのもう誤解を受ける部分があると思いますけれども、了承とかそういうふうにメールでは表現していますけれども、そういったことではありません。執行部がそれを許可するとか、執行部がいいよとか悪いよとかいう立場にはないと思います。

○内藤光雄委員 今の話は発言として受け止めますけれども、この文面を見る限り、動議を出すことに執行部の了解をいただいたというふうに読み取るのがごく自然な文章ですねということをお伝えしておきます。

それと、最後ですけれども、上段のところ、9月11日と書いてあるところの地区議員とは誰ですか。「請願者や地区議員に申し訳ない」、地区議員を説明してください。

●千葉良秋議員 申し訳ないというのは、地区の議員という、例えば鵜ノ木のところにお住まいの議員であったりとか、そういうことでございます。それは地区というふうに理解しております。

○内藤光雄委員 具体的に誰ですか。

●千葉良秋議員 鵜ノ木にいらっしゃる議員としては、お一人だと思いますので。

○内藤光雄委員 具体的に誰ですか。

●千葉良秋議員 具体的には議長になります。

○内藤光雄委員 はっきり名前を言ってもらえませんか。

●千葉良秋議員 太田議長です。

○内藤光雄委員 なぜこの鵜ノ木の地区に限定して、太田議員に対して申し訳ないと思ったんですか。

●千葉良秋議員 申し訳ないという気持ちは、太田議員もサピオのプール存続だとか、そういった地元の意向がありましたので、そういったことが地元から示されていたという部分もございます。ですから、地元から当然太田議員なんかもそういう話を聞いておるわけですので、それは議長としての立場でなかなか動きにくいということもございまして、地元の議員としては地元の皆様の気持ちに沿いたいという気持ちは当然あったと思いますけれども、そういったことに対して申し訳ないと思っているということでございます。

○内藤光雄委員 ここで至極自然に捉えたと、請願者や地区議員ということじゃなくて、請願者や紹介議員、いわゆる金子議員に対して申し訳ないという思いが一番強いのではないかと思ったんですけれども、ここでは紹介議員の金子議員ではなく、太田議員というふうになった理由はなぜか。金子議員に申し訳ないという気持ちがあったのかなかったのかお聞かせください。

●千葉良秋議員 当然請願の紹介議員として金子議員がいらっしゃったわけですが、金子議員にも当初賛成の立場で話をしますよという話をしておりましたので、これは調べた結果こうなったということについては、これは自分の判断でそうしたわけですが、紹介した議員についてもそれは残念な結果になるということで、これは金子議員に対しても申し訳ないとは思いません。

○金子広和委員 若干続きになりますが、請願者が議長に提出した今の気持ちについても聞かせてもらいます。

請願者のほうの気持ちとして、まず「私は結果的に千葉さんにだまされたと思っています」と当時の気持ちを表現しておりますけれども、千葉議員はどのように思われているのか。

●千葉良秋議員 私は、横田さんに対して、例えばうそをついているとかそういったことで、だますということはそういったことだと思っておりますけれども、そういったつもりで、だますつもりで接したことは、これは一度もございません。当然、自分は請願を通す、請願に賛成するという立場で当初はありましたので、そのことは、調査だとかそれを一生懸命やるということで動いておりますので、その結果として採択には賛同できないというお話をさせてもらいましたので、決してだますとかそういったつもりで接触したつもりは一度もございません。だましたつもりもありません。

○金子広和委員 だましたつもりはないということですが、今の気持ちの中に、賛成すると請願者に伝えたのは、初めからだますつもりだったのか、または本当に賛成するつもりだったが、何

らかの圧力があり、趣旨採択反対と変更することになったのかというようなことがありますけれども、先ほどの答弁は一度もだますつもりはないということでしたら、後段にある何らかの圧力、この辺のところがあった、ないというのも関係はあるんでしょうか。

●千葉良秋議員 これは自身で調査をしていく中で判断したことでございますので、圧力があったというふうなことには全然全く当たりません。要は請願に賛成する、反対する、この立場は自分の調査した結果で自分自身が判断しております。

○金子広和委員 もう1点、千葉さんの資料で、発言原稿から執行部批判や追記は全て削除をしましたとのことですけれども、ここまでのことを請願者にさせなければならなかった理由を改めてお願いします。

●千葉良秋議員 これは請願者の方が請願を出されていることと、ここに書いてあるように執行部批判とか議会批判をすることというのは別のことだと思っておりますので、それを一緒にして請願の中にそれを盛り込んでしまうと請願の趣旨自体が薄れてしまうと、そういうふうに考えましたので、請願の中にそれは入れないほうが請願として明確であるということから、そういったことをアドバイスさせていただきました。決してこれは強制的にこうしなくちゃいけないんだよとか、そういうことではありませんので、そういうふうにされたほうがよろしいと思いますということでお話をさせてもらいましたというところです。

○金子広和委員 次に、請願者から私、紹介議員のところに、その後の思いというのが書面で届けられておりますので、これに関して質問しますね。

請願者の言葉ですけれども、議員は市民の代表のはずだが、この仕打ちは何なんだと厳しい指摘をいただいていますけれども、千葉議員自体、どのようにお答えしますか。

●千葉良秋議員 その後の思いということについてはちょっと把握しておりませんが、請願者に対して向き合うときに、これも真摯に向き合わせていただいておりますし、政治倫理にも当然公平公正な立場で市民全体の利益を考えるということを第一優先にして応対させていただいております。以上です。

○金子広和委員 その後の思いというのは、紹介議員に対して来ているもので、千葉議員には多分行っていないとは思いますが、それは見てはいないと思います。

次に、あの採決、これは9月のときですね、あの採決は無効だと言いたいと指摘が入っていますが、これに関してはどのように感じますか。

●千葉良秋議員 採決の結果についてはコメントする立場にないと思いますので、これはもう一度質問をお願いします。

○金子広和委員 別段答えがなければ、それで構いません。

次の質問にいけますね。

3月24日の会派代表者会議の中で、他の会派の代表からの質問に対し、健政会代表の町田議員が

答えていただいた内容について聞きます。

細かい内容はここでは話はしませんが、その中で、会派代表及び会派メンバーから何度となく謝罪をするよう促されたと聞いておりますけれども、何に対する謝罪を促されたのでしょうか。

(休憩)

○広山清志委員長 今の質問をもう1回、すみません、お願いします。

○金子広和委員 会派の代表及び会派メンバーから何度となく謝罪をするよう促されたと聞いておりますけれども、何に対する謝罪を促されたのでしょうか。

(休憩)

○内藤光雄委員 今、金子議員からありました3月24日ですね、代表者会議の件について説明をします。

この日の代表者会議では、審査の請求が菅野議員、大島議員、丸橋議員から出されて、政治倫理審査会を設置してほしいと要望が出た内容について、会派代表者会議で議論をしました。その際に、何ゆえにこのような請求が出てきたのかということについて議論をした際に、私から、内藤から、千葉議員が属する健政会の代表、町田議員に対してお考えを聞いたところ、健政会としても千葉議員本人に幾度となく謝罪を求めた経緯があるが、なされなかったのが、政治倫理審査会を設置し、開催することはやむを得ないであろうという発言がありました。そのことから、金子議員は今回の質問に至っているというふうに思われますので、お願いします。

町田議員、何か補足がありましたらお願いします。

○町田昌弘委員 代表者会議でそういったお話があったんですけれども、健政会としてそういった話というんじゃないくて、私、代表者としてという話でお話をしたかと思います。代表者として、9月議会から今日まで、代表として千葉議員に今回のこの請願に対して一連の関係で、ほかのいろいろなところで皆さんに説明とかもないので、そういったことを千葉議員に各会派を回って説明したほうがいいんじゃないかとか、また、これは千葉議員の一連のことが、いいか悪いかは別として、こういった会議を開くとかいろいろなところで問題になっているので、そのことについて皆さんにご迷惑をかけたというか、そういったことを言ったほうがいいんじゃないかと、そういった意味でお話を千葉議員には何回となく言ったということで説明いたしました。以上です。

○広山清志委員長 以上が説明になります。

改めて金子議員、質問をお願いいたします。

○金子広和委員 すみません、何度となく同じになってしまいましたが、説明をいただきましてありがとうございます。そういういきさつがありながら、何度となく謝罪をするよう促されてきたと聞いた中で、何に対する謝罪を促されたのか、その辺の認識をお願いします。

●千葉良秋議員 謝罪をするとすれば、議会の中でいろいろな相談をしたりとか、あと議会が開催されていますね。今回の政治倫理審査会もその一つになるかと思います。これは委員とかその会派の皆様の手を煩わせていると、お騒がせしているということについて謝罪をするということになるのかなと思っております。

○金子広和委員 先ほど内藤委員の中の答弁にもありましたけれども、メールの中で請願者や地区議員、今の太田議長とか、または紹介議員でもある私に対しても申し訳ないと思っているというような発言を今回初めて聞きましたけれども、ここの要は請願者——主に請願者だと思いますけれどもね、市民ですし——に対する謝罪をしてこなかったというような認識なんですけれども、そこらに関して、今の発言の中には謝罪という感じは入っていなかったんですが、その部分、特に請願者に対する謝罪というようなことを促されたということはないということですか。

●千葉良秋議員 そのようには受け止めておりませんでしたけれども、それは請願者に対して、紹介議員とか、あと関係された議員に対して、これは申し訳ないという気持ちは持っております。以上です。

○金子広和委員 今、請願者とか紹介議員にも申し訳ないという気持ちはあるというような認識ということは確認はできましたけれども、さらに先ほど町田代表のほうからも話をしていただいていますけれども、これまでこの件に関わることに限っては、何度となく私たちとかほかの議員に対してもいろいろな形で話をしていただいて、その都度、私の記憶の中では、迷惑をかけたということの謝罪を何度もされているんですよ。代表者会議の中でもそうですし、特に町田代表なんかはご苦労しているんじゃないかなという感じぐらい、もう本当に申し訳ないということを言っている。そうすると、それに対して千葉議員はどのような認識を持っているんですか。

●千葉良秋議員 今回の請願に対して、要は請願が成立しなかったことに対して、これは申し訳ないという気持ちはありますけれども、ただその請願が採択できなかったということについては、これは調査の結果、そういうふうに判断させていただきましたので、そしてそのことが逆に市民全体の利益につながると。市民全体としてはサピオ、当然請願だけのことじゃなくて、存続させて、そのことが市民全体の利益につながるものだというふうに思っておりますので、その部分については謝罪をするとかということには当たらないと思っております。ただ、そういったお手を煩わせたとかそういったこと、もしくは平たい言い方をするとがっかりさせてしまったということについては、先ほど来申し上げておりますけれども、これは申し訳ないという気持ちでおります。以上です。

○金子広和委員 代表者の中でもう1点、最後になりますけれども、副議長を辞職したことで一定のけじめをつけたと会派の中では認識しているということでしたが、議会には一身上の都合としか説明はなかったと認識をしておりますが、改めて確認をしますが、なぜ副議長を辞職したんですか。

●千葉良秋議員 副議長の辞職の件に関しましては、例えば多少なりともサピオの請願、例えば議案56号の継続審査の件ですとか、そういった部分について議長との意見の違いがあったりとか、そう

いったことがございましたので、議会の中で議長、副議長が意見の違いを持っているというようなことは、これは議会を混乱させることですので、そういったことも勘案して副議長の職を辞しました。以上です。

○金子広和委員 これ以上はそれに関しては聞きませんが、最後に1個確認ですね。今回のこの審査請求で求められている事実の確認として聞きますけれども、令和6年9月議会の請願審査において、千葉議員、当時副議長は、請願者でもある市民をだましたというようなことを請願者からも言われておりますけれども、これに関しては認める、認めないという形で、先ほど来は一切だましたことはないというようなことで答弁がありましたけれども、最後にもう一回確認をしますけれども、市民をだましたことを認めるのか認めないのか、この辺はもう一度だけはっきり言ってください。

●千葉良秋議員 だましたということについては、これはもうだます意図を持って接触したということになりますので、そういったことはまず一切ございません。最初から誠意を持ってその請願の審査に当たらせていただいております。請願の審査、当初はその請願を賛成する立場、通す立場ということで、これは金子議員なんかとも話をさせていただいたとおりでございます。ですから、だます意志、これは全くございませんし、自分が持っている政治倫理、これに照らしても公明正大に、市民の全体の利益を考えて行動しておりますので、だましていたとかそういったことには当たらないと思っております。

○田中寿夫委員 最後にちょっと1つ、1点だけ。

先ほどの9月12日のメールですか、これの私の質問で、これは議員個人としてだというお話だったんですが、間違いないですね。

●千葉良秋議員 12日のメール……

○田中寿夫委員 この市長応接室に呼ばれて行ったのが、議員個人としてという答弁でしたよね。

●千葉良秋議員 議員個人としてというのは、立場としてですか。

○田中寿夫委員 立場として。

●千葉良秋議員 立場としてはそうです、議員個人の立場です。

○田中寿夫委員 この議長に対する報告というのは、副議長の立場として報告したという形になっていきますけれども、どちらが正しいんですか。

●千葉良秋議員 請願の審査に当たっては、これは副議長という立場ではございませんので、一文教の構成委員として請願の審査に当たっています。調査についても同様であります。ただ、自分が行っている行動については、これは副議長という職がつきますので、それは議長に当然報告する義務があると思います。その報告された内容は、議長は議長として把握する必要があると思っております。

○田中寿夫委員 立場を曖昧にして、私からはそういうふうに感じたものですから。市民と会うときは一議員で、報告は副議長の立場として報告する。執行部と相対するのは一議員と、こう立場を分けてやっていらっしゃったということは非常に重要なことじゃないかなというような発言じゃないかなと思います。以上で終わります。

○金子広和委員 今の関連で。

先ほど、田中議員への答弁で、議長へ報告する義務があるというような感じで答弁されていましたけれども、これは議長が例えばそういうような指示をした、しないというのは、先ほど聞いたらそういう指示はなかったということでたしか言われていると思うんですが、報告する義務というのは、何かそういう法律とかそういったもののにとつとというふうな解釈なんですか。それとも、千葉議員の中でそういうふうにいるので義務として報告をしているというふうな、そういうような解釈ですか。

●千葉良秋議員 議長に対しての報告というのは、当然副議長という職責にあるわけですので、例えば会って話をしているのは、当然文教の委員としていろいろな調査をしたりとかをしているわけですが、これは議長とその自分の行動した内容、これについては共有する必要があるというふうに私は思っておりますので、それで報告をしたということでございます。

○内藤光雄委員 ちょっと大事なところになるかと思いますが、まず横田さんから出た今の気持ちと、3名の議員から出た審査請求の中に、千葉議員は請願者に対して請願に賛成するのでという理由と、横田さんからも千葉さんが請願に賛成するというような言葉がありまして、千葉議員からはこの委員会の中で、採択する思いであったとか冒頭に言われたんですけども、その後には、請願に賛成する立場でとかいう発言があるんですけども、それはこの請願が出される前から、出された後も、請願に賛成するという意思を横田さんに伝えたということによろしいですか。

●千葉良秋議員 横田さんには、賛成をしたいと思っているということを伝えております。

○内藤光雄委員 それは請願に賛成するということですね。そうすると、実際、その間いろいろあって、結果的には反対をしたという事実が出ております。そういう中で、審査の請求についても、横田さんから今の気持ちということについては、請願に賛成すると言っておきながら、結果として反対したということで、これまで千葉議員から様々理由が述べられましたけれども、なぜ、何ゆえにこの3名の議員と横田さんは千葉議員に対して憤りを感じているのでしょうか。3名の中の言葉を言うと、千葉さんが行った行為は、市民を欺き侮辱する行為とされているんですね。横田さんからはだまされたと。だまされた自分が悪かったのかと。横田さんは自分までも非難しているんですね。そういうふうなことの書面が出されたことについて、千葉さんはどのように考えているのかお聞かせください。

●千葉良秋議員 まず、例えば横田さんを、請願者を欺いたということについては、欺いたことは一切一度もありませんので、これは欺くというのは虚言を弄してということにつながるんですけども……

○内藤光雄委員 そういうことを聞いているんじゃないくて、相手方、横田さんと、あと菅野さん、大島さん、丸橋さんは千葉さんのことをそう思っているわけですよ、この文章から。なぜそう思われているんですかと。千葉議員は、欺いたことがないとか、うそをついたことはないとか、だますつもりはなかったということをこれまで説明していますけれども、この人数でいくと4人はそういうふうに言って書面で出されているわけですよ。なぜそういうふうなことになっているかということをお聞きしたいんですよ。

(休憩)

●千葉良秋議員 ただいま内藤委員のほうから、そういった例えば横田さんから出された今の気持ちであつたりとか、あと政倫審を開いていただきたいと言われた3人の気持ちということで、それをどういうふうに考えているのかということの質問でしたけれども、私自身としては誠意を持って対応させていただいたつもりでおりますので、そのことについてはちょっと、なぜと聞かれてもお答えに困ります。

○笹本英輔委員 私からは1点なんですけれども、資料の①ですかね、議会要求資料第16号になっているんですが、今の気持ちの3ページ目のやつですね。これは資料②ですか。

○広山清志委員長 資料②になっています。

○笹本英輔委員 ②ですか、ごめんなさい、②の全体資料のほうなんですけれども、ちょっと時系列といえますか、かなり前後する部分があるので、ちょっと4番のところで聞かせていただくこととなりますが、私がこの8月20日というところで、千葉議員と私で同席させていただいてお話をということだったんですが、この経緯としましては、千葉議員は副議長の職責にあられるので、請願についてちょっと私のほうで話を聞いてほしいと。当時、私は会派幹事長でございましたので、それでお話を聞いてほしいということでありました。それで、私が、ごちゃごちゃ言われたというのはアドバイスのことでございますので、私としてはアドバイスというつもりだったんですけれども、この文面では当然に私の解釈として、これまでにふれあい健康センターの選定委員会の設置条例についても賛成をして、この請願を受けるということについては整合性がつかないと考えますし、これについては当然に、残すところ議運の提出の締切りまでたしか2日か3日だったと記憶しています。その中で、私はかなり横田さんに対してちょっと申し訳ない、私もこの点は反省しているんですが、ちょっとかなり強い言い合いのような形になってしまっていて、こうした記述で多分お気持ちを出されたと認識しております。そのときに、千葉さんは同席をされていました。そうしたときに、千葉議員は選定委員会の設置条例について賛成をされていたと思うんですが、この請願の提出をこ

の時点で可能と考えていらしたんでしょうか。

- 千葉良秋議員 設置条例の案として出てきているわけなんですけれども、今、20日の時点のことで聞かれたと思っていますけれども、その時点では、要は執行部にもっと詳しく内容を聞く必要があるなという自分の気持ちは持っていました。そこに請願という形で出されましたので、その請願はPFI事業見直しと入っていましたけれども、見直しというよりもPFI事業の精査をしてほしいということの理解で、その精査をすることによってサピオの存続とプールの存続、これを両立することが可能じゃないかと、それを探れるんじゃないかということを思っていました。

○笹本英輔委員 ということは、残すところ、提出まで2日、3日しかない。議運前日まで請願を提出するとしたらその時間しかない。だから、私はその当時、あまりにも時間がなさ過ぎるので、この提出は難しいと考えたんですけれども、この2日、3日の間にその調査というのは可能だとお考えになったんですか。

- 千葉良秋議員 その提出までに確かに期間は2日、3日だったんですけれども、それ以降に委員会の審査、また採決をするまでの間が、時間が短いというのは自分も本当に承知していたわけなんですけれども、もう少し深く調査できるんじゃないかと。何とか両立する接点を見いだせるんじゃないかと、そのように考えておりました。提出までの時間ということじゃなくて、その後の審査だとか採決のところまで含めてです。

○笹本英輔委員 もう一度聞くんですけれども、令和6年第2回定例会の設置条例に賛成をしながら、この請願の提出に当たって賛成の方向で何とかならないかということに整合性はないのかとお考えにはなりませんでしたが。

- 千葉良秋議員 もともと要は執行部に対して、もう少し詳しく調査してほしい、したいなという気持ちはございましたので、その（案）が取れるまでに、（案）として示されたことに対しては賛成をしておりますし、それについては間違いはないんですけれども、ただ、そこに何とかならないだろうかという気持ちがあったことは事実であります。

○笹本英輔委員 今回の政倫審の請求のもともとの目的に基づいて最後にお伺いしますが、やはり欺くつもりがあったのかないかということについては、それは何とかならないかというようなお考えの下に請願について今こういうことが起こっているわけなんですけれども、ということは、欺くというつもりはなかったということで、この時点も、その最後までもお考えになっているということが再三先ほどからもあったと思うんですけれども、そうしたところでこの議会全体ないし多くの方を巻き込んでくることについては、もう一度お伺いするんですが、これだけ多くの方を巻き込んでしまったことについてのご自身の反省であるとか、今後こうすべきであるとかという改善すべき行動の指針であるとか、そうしたことについてどのようにご自身の行動を省みているかについてお聞かせをください。

- 千葉良秋議員 今回の自分自身への反省ということも含めまして、まず審査、調査する時間、これ

が非常に少なかったと。その中で、自分自身が軽率に何とかなるんじゃないかという判断をしてしまったということについては、自身で反省しております。これは時間のない中、もっと時間があればということがありますけれども、ただ、審査日程はもう決まっていますので、その中で時間がなかったということも事実であります。ですから、自分として軽率という言い方が正しいかどうか、合っているかどうかは別にしまして、時間がない中で賛成して調査します、それについては非常に無理があったということは認識しております。ですから、それについては自分自身、軽率であったということは反省しております。以上です。

○金子広和委員 いや、今、笹本委員が聞いていたことは、自分に対する反省でしか私は聞こえていないんですよ。私は笹本委員が聞いている質問というのは、これを巻き込んでいる今ここにいる議員もそうですし、当然請願者、紹介議員、全てを含めてどう考えているのかということを聞いているように私には聞こえたんですけども、その辺に關しての答弁というか、全くないんですけども、反省しないということで、そういうことでいいんですか。自分のことだけはそういうふうに反省するけれども、周りのことに関して何も反省しているような答弁には聞こえていないんですけども、そういう形で解釈してよろしいですか。

●千葉良秋議員 先ほど来申し上げますけれども、そういった手を煩わせたとか、あと紹介議員であつたりとか請願者であつたりとか、そうした方に申し訳ないということは思っていますということは先ほど来申し上げているところでございます。ですから、こういった政治倫理審査会、これが開かれるのも狭山市で初めてのことでございますし、当然皆様のお手を煩わせていること、これについては、お手を煩わせて申し訳ないと、それは思っております。それは先ほど来、その請願についての議員に対して申し訳ないとか、それと横田さんに対して申し訳ないとか、そういった気持ちと同様でございます。以上です。

○大沢えみ子委員 何点か確認をさせていただきたいんですけども、先ほど来、幾つかのやり取りの中で、答弁がちょっと曖昧になっている点があるかなと思いますので、確認をさせていただければと思います。

まず、このメールを出されたのは、こちらのほうに出ている資料は9月11日と9月12日になっているんですが、先ほど来、メールを出したのは同日とかというお話もちらつとあつたかに聞こえているんですけども、これは11日と12日に出したもので間違いはないのか、それとも同日というのはどっちの日に出されたものなのか。

●千葉良秋議員 今、ちょっとそのメールの日付とか見せてもらったんですけども、11日と12日に送られております。

○大沢えみ子委員 そうしますと、11日に送って、12日にも送ったと。先ほど来、私の答弁に、市長

とお会いになったのは10日から13日のいずれか、11日か12日だということですから、その後の答弁で、11日にお会いになっているということで間違いはないですか。

●千葉良秋議員 間違いなかったかと思います。

○大沢えみ子委員 そうしますと、11日に既に趣旨採択にまとまる可能性がありませんというメールを出されていますが、同じく11日に市長と会われているということになるんですけれども、この時間軸の関係をご説明いただけますでしょうか。

●千葉良秋議員 12日に議長宛てに送ったメールは朝の6時32分でございますので、それは前日のことであると思われます。

○大沢えみ子委員 では、9月11日のメールが送られたのは何時ですか。

●千葉良秋議員 9月11日の19時42分に議長宛てにメールをしています。これが1回目のメールです。

(休憩)

○大沢えみ子委員 ありがとうございます。

9月11日のメールが19時42分というご答弁でしたので、そうしますと時間軸としては、11日に執行部と会った後にこの11日のメールは送られているという認識で間違いはないでしょうか。

●千葉良秋議員 そのとおりでございます。

○大沢えみ子委員 先ほど来、9日の時点では既に気持ちは決めていたということでもありますけれども、10日に横田さんたちに会いまして、請願に賛成はできないと、採択にはできないとお伝えしたと。ただ、趣旨採択にするというお話は、可能性はあるというお話はされたというふうにご説明があったと思うんですけれども、先ほどもちょっと聞いたんですが、趣旨採択についての受け止め、どういう意味があるというふうに千葉議員のほうでは認識をされているのでしょうか。

●千葉良秋議員 趣旨採択につきましては、まず不採択と同意義であるということが大前提であります。ですから、当然趣旨採択の内容については執行部に送られることもないと、そういう認識であります。

それと、趣旨採択については、請願者の例えば心情であったりとかそういったことは理解できるけれども、実際の採択に至る経緯については困難というか実現ができないと、そのための趣旨採択であるというふうに認識しております。

○大沢えみ子委員 今お答えいただいたように、実現困難ではあるけれども趣旨は理解できる。ある意味、千葉議員のほうは不採択と同意義であるという認識なんですけれども、それはどこからの認識でしょうか。

行政実例ですとか、あるいは幾つかのホームページ、市議会さんのホームページを見ても、趣旨には賛同すると。ある意味賛成に近い形での採択。不採択は明らかに同意できないし、送られることもないというのはそのとおりなんですけれども、趣旨採択に関して言うと、そのあたりについて

はどちらかといえば賛成に近い、趣旨は理解していただけるというような意味合いであるというふうに書かれている議会さんのほうが多いというふうに認識しているんですけども、不採択と同意義であるという認識というのはどこからですか。

- 千葉良秋議員 不採択とは採択ではないということと、この趣旨採択については、執行部に送付されることはないといった意味から、不採択と同意義の扱いになるというふうなことで考えております。

○大沢えみ子委員 後でちょっと事務局にも確認をしたいんですけども、不採択と同意義ではなく、多分趣旨採択という形で送られるという認識を私はしています。

そのあたりはちょっと後ほど、手続上なので確認をいたしますが、そういった形でもし千葉議員が請願者の方に説明をされていたとすれば、千葉議員としては不採択と同意義であるというふうには思っていたかもしれませんが、多分受け止める側としては、趣旨採択そのもの、その文言を余り多分使われている文言ではありませんので、何だろうというふうに思ったときに、ホームページやいろいろなところで調べると、採択に近い、趣旨は理解していただける、むしろ賛同というようなところに捉えられてもおかしくないというふうに思っているんです。

そういう点では、この時点で9日に、自分は採択はしないということは伝わったかもしれませんが、その上で、趣旨採択ならできるかもしれないと。いわゆる趣旨としての賛同は得られるかもしれないというふうに期待をさせてしまったという自覚というのはおありでしょうか。

- 千葉良秋議員 捉え方の問題だと思うんですけども、趣旨採択という聞き慣れない、ふだん一般の方はちょっと耳にしない言葉だと思います。それで、趣旨採択は私の認識をしている趣旨採択ということについて説明申し上げましたので、それは捉え方として、その後金子委員にも趣旨採択とは何ですかという問合せがあったというふうに聞いておりますので、ちょっと難しかったというか、ふだん使われない言葉ですので、理解が進まないというか難しいというか、そういうことだったと思います。その辺はもっと説明を、さらに丁寧に説明をすればよかったのかなとは思いますが。

○大沢えみ子委員 先ほどご説明の中で、私のほうからは、退席とすることは選択肢としてなかったんですかというお話の中で、拮抗する、私が退席することによって採択される可能性があり、それは市民全体の利益に反すると思ったというご説明だったと思うんですけども、ということは、ご自身はもう既に9日の時点で採択できないという、あるいは何らかの形で採択に持っていくこと自体、既に市民の利益に反するというふうにご理解をして伝えているはずなんですけれども、その時点でさらに趣旨採択というようなところで動かされたということについての理由は何でしょうか。

- 千葉良秋議員 請願については不採択というふうに説明しましたが、それでもなおかつ横田さんの心情を考えたときに、心情は理解できるよというところのことをお伝えしたいというか、そういうところの取扱いができないだろうかということの中で、そういう動きをいたしました。

○大沢えみ子委員 先ほど来、心情をおもんばかってというご発言が度々あるんですけども、横田

さんの心情というのを千葉議員はどのように捉えておられるんですか。

- 千葉良秋議員 横田さんの心情の捉え方としては、私自身は、横田さんはプールを何とか残してほしいんだということの気持ちです。ご自身がプールを使われているし、仲間の方もいらっしゃる、そういった中で、プールは何とか残してほしいんだという、そういう気持ちの心情ということでございます。

○大沢えみ子委員 そのとおりだと思うんですが、プールを残すことは難しく、それは今回の請願で通してしまえば市民の大きな利益に反するというふうに、もう9日の時点でご自身の中で判断をされているんですよね。それなのに、プールを残したいというような心情をおもんぱかって動かれたというところの理由が分からないのですが、再度、最後もう一回ご説明いただけますか。

- 千葉良秋議員 請願について、請願を成立させるということは、先ほども大沢委員のほうから説明がありましたけれども、市民全体の利益につながらないと。つながらないというのは、PFIが成立しなくて、サピオそのものがなくなってしまうかもしれない。なくなってしまうと。そういったことが考えられるので、市民全体の利益につながらないというふうに自分自身では判断させていただきました。

その上で、横田さんの心情というか気持ちを考えたときに、何とかその気持ちだけを残せないのかということで趣旨採択ということに動きました。

○大沢えみ子委員 であるならば、最後まで動議を出すなりされる必要があったのではないかと。そこからなぜ反対に回ってしまったのかというところが理解できないんです。そこは最後、何かありますか。

- 千葉良秋議員 反対ということについては、賛成しかねるという説明をしたときの時点から、細かくいろいろ説明させていただきましたけれども、趣旨採択に同意できないということについては変わりありません。ただ、趣旨採択というお話をしたのは、二者択一じゃなくて、趣旨採択という選択もあるんだけれども、そういうふうにできないだろうかということは、何回も申し上げますけれども、その心情を考えるとということであります。

○大沢えみ子委員 分かりました。

分かりましたというか、ちょっと私にはなぜそこで反対に回ってしまうのか、やはりどうしても理解ができないんですが、心情を本当におもんぱかるのであれば最後まで寄り添うべきではなかったかなというふうに思いますし、少なくともそのご説明をしっかりとされるべきではなかったかなというふうに思っているんですが、ごめんなさい、疑義の点で幾つか確認をさせていただきます。

千葉議員が先ほど来、市民全体の利益に反することになるというふうに判断された一つの根拠は、請願の中での金子委員の発言であったと。どうでもいいという発言があったので、私としてはPFIは成立要件が絶対だというふうに思っているのですが、その部分ではこれはそぐわないというふうに判断されたというふうに理解しているんですけれども、資料の中にある当時の議事録でいうとどの

部分になりますでしょうか。

294ページ辺りかなというふうに推測はするんですけども、どの辺りか分かりましたらご説明ください。

- 千葉良秋議員 今議事録の資料を手元に持っていないんですけども、内藤委員の質問のところだったと思っております。議事録でいうと最後のほうに近いと思います。

○大沢えみ子委員 294ページの辺りに、その前辺りからですか、内藤委員との、金子委員、それから請願者のやり取りのほうがありまして、いわゆるPFIのことにに関して、内藤委員のほうから、ふれあい健康センター事業の基本方針の見直しということではなく、いわゆる指定管理者制度を継続して、プールであったり、現状の施設を存続してほしいという請願ではなく、基本方針を見直してくれというような請願になった理由はというようなお話の中で、金子委員のほうから、直営でも指定管理者でも今、今回出されているRO方式の中でも、いろいろな形でサウンディングをすれば別の方法が見つかるのではないかなというようなお話をしているんですよね。

その部分だとすると、そこから読み取れることとしては、PFIはどうでもいいということではなく、いろいろな方法がありますよねと、まだ探せるんじゃないですかと、そういうふうに読み取れるんですけども、そして、それは千葉議員のほうからも、いろいろ精査をして、当初ですね、精査をして、いろいろな方法があるのではないかなというふうに、探す必要もあったとして当初賛成をしたというようなご説明が冒頭あったと思うんですけども、そうしたところとも合致するのではないかなと思うんですが、千葉議員が、金子委員がいわゆるどうでもいいというふうに言ったというふうに認識したというのはどういう発言だったのでしょうか。

- 千葉良秋議員 金子委員はほかの方法でもいいんじゃないかなというふうな発言だったというふうに、今大沢委員のほうから言われましたけれども、まず、私自身の考えとして、PFIのRO方式、これはVFMが成立する要件、それと、それに対して一般の、要するに民間の資金力を使って、民間の技術力を使って運営、ROですから改修から運営までを行っていくという考え方なんです。

その考え方が成立しないと、要は直営だとかほかの方法、いろいろなことが考えられるとしても、それがコストの一番の縮減になりますので、そのことが一般市民の方、市民全体の利益につながると、そういう考え方の中での発言でございます。

それと、金子委員がそういうふうに発言したということは、一つの要因、当然一つのきっかけになっているわけですけども、それ以外にも調査したところがございますので、それは熱源の問題、例えば稲荷山環境センターの熱源の問題であったり、小学校のプール利用がだんだん廃止されていくとか、そういったところの要因、それと、配管であるとか熱交換システムであるとか、そういったところが老朽化して使い物にならないとなっているようなところの要因と。そういったところをもう一度精査してはどうだろうかという考えの中です。

それでお話ししましたので、決して金子委員のことだけのやり取りではありません。

○大沢えみ子委員 そうしましたら、それも含めて千葉議員としては採択すべきではないという判断をして、10日にお話をされているんですが、今言ったお話は請願者さんのほうにはお話はされたのでしょうか。また、紹介議員にお話はされたでしょうか。

●千葉良秋議員 9日の委員会審査でしたので、その翌日の10日に請願者の方に話をしております。金子委員については廊下の立ち話だったと思いますけれども、賛成できないというお話をさせていただいたと思っております。

○大沢えみ子委員 横田さん、請願者のほうにはお話をされたといいますけれども、どのような状態でお話をされたのでしょうか。どこの場所でどれくらいのお時間だったか、概要で結構ですのでお願いします。

●千葉良秋議員 午前10時に庁舎のほうに来ていただきまして、横田さんともうお一人の方、お二人で来られております。そして、会派控室の空きがありましたので、会派控室の空きを使わせていただいて、そこで1時間ちょっとぐらいだったでしょうか、お話をさせていただいたと思っております。

○大沢えみ子委員 分かりました。

別なところでお伺いをいたします。

先ほど内藤委員との質疑の中で、執行部のほうは千葉議員が趣旨採択にするという動議を何らかの形で知っていたのではないかと。執行部に伝えたのかというところで、上層部から伝わったと思うと。では伝えたのかというと、自分は伝えていない、はっきりと求めた覚えはない、意見を求めたことはないというふうにおっしゃっておられるんですけれども、事実としてはどうなのでしょう。

9日の時点で既に趣旨採択という判断をされ、10日にそのお伝えをし、11日にはもう市長から呼び出しが来ているわけですが、どのような中で時系列があったというふうに認識されていますか。執行部とお話をされたなり、こういった形で執行部に伝わったのかというふうに認識されているのでしょうか。

●千葉良秋議員 9日の時点というのはこの文教の委員会の審査の日だったと思っております。審査の後、審査結果、審査の時点ではまだ賛成も反対も表明しておりませんので、その後、審査の経過の状況と、あとは、これまで調査したことについて横田さんのほうにお話を10日、翌日させていただきました。

翌日お話を横田さんのほうにさせていただく中で、不採択のほうに賛成しますというか、そういう表明をしたわけですが、その中で、10日になって、9日の時点ではなくて10日になって趣旨採択もありますねということのお話をさせていただきました。

○大沢えみ子委員 そして、それが執行部に何らかの形で伝わって、いわゆる執行部のほうから話があるということで市長室のほうに出向いたと、応接室に出向いたということなんですけれども、そ

の時点で趣旨採択についてのお話をされているのは事実だと思います、メールの中で。

実際の採決自体は13日ということを考えると、その採決の前に執行部に対してもそうした、私はこういうつもりですというお話をされたということについては間違いないですか。

●千葉良秋議員 趣旨採択という話の中では、これは課長との話の中で多分そういう話が出ていたと思います。以上です。

○大沢えみ子委員 その時点で、請願の審査中であり、採決の前であり、その時点で執行部に呼ばれて賛否に関する話をするということについて、疑義なり疑問なりというのはお感じにはなかったという認識でよろしいですか。

●千葉良秋議員 執行部に対しての疑問というか、執行部に採択するかしないかということの判断を求めているわけではございませんし、ただ、呼ばれたということに関しては、当然行って話をするべきだと思っていますし、その話をするという中では趣旨採択の話に及んでいます。

その請願の要するに内容についてはもちろんその時点で及んでいますし、その話をする、議論をすること、それについては、呼ばれたという話を聞きたいということがあったので、そちらに出向いたということでございます。

○大沢えみ子委員 最後に、先ほど来、ご自身のやってきたことについては公正公平に対応してきたのであって、この請願が採択されること自体は市民の全体の不利益になるので、その点については全く自分自身としては間違ったことをしていないというようなご判断でもございました。

ただ一方で、申し訳なく思っているというようなお話もあるところで、先ほど来、笹本委員のご質問の中では、時間がなく、拙速にそういった賛成という言葉を出したことは自身の反省点であるというようなお話の旨をちょっと聞いているんですけども、そのあたりについては、請願者や紹介議員のほうに、それ以降について、あるいはこの間、こうした請求が出るに至るに当たって、何らかのお話というのをされた経緯はありますか。

●千葉良秋議員 その自分の判断が拙速であったということについては、これは自分の反省点として捉えております。

その自分の反省点として捉えたことにつきまして、例えば請願者であったりとか紹介議員であったりとか、そういった方々に対して、自分が拙速であったということはお伝えしておりません。

○福田正委員 メールのことなんですけれども、誰かがこれやはり打ち直しをしているんですよね、その内容を。そういうことですよね。このSNSがこのまま出てきているわけじゃないですよね。

なぜスクリーンショットにしていないのかというのがまず一つの疑問です。スクリーンショットにしてあれば何ら問題はないんですけども、スクリーンショットにしていないということが、これ本当にそうなのかなという部分も、信憑性というのかな、その辺がちょっと疑問に思いました。

(休憩)

○福田正委員 9月12日、メールの部分なんですけれども、2時間に及ぶ議論を経てというところなんですけれども、この2時間に及ぶ議論の中の内容等につきまして、どのような内容だったのか教えていただければと思います。

●千葉良秋議員 そこで議論させてもらったところというのは、サピオの存続に関わる場所、要するに執行部がそれまでに提出していた存続できない理由、それは人数の問題であったり、配管の腐食の問題であったり、熱源のことであったり、あとは受益者負担率の問題であったりというようなことと、それによって精査を重ねさせてもらった結果だけれども、実現が難しいというようなことの話の内容と、それとあとは、趣旨採択にしたいということの内容の、その話を一連の流れの一つとしてさせていただきました。

請願については、執行部としては、不採択ということなのであれば趣旨採択というのはおかしいんじゃないかというような話もありました。それは、その趣旨採択については請願者の心情を酌んでの話ですということでその議論をしたところで、そういった請願者の心情を酌むということについては仕方がないですねというようなお話でありました。

全部のやり取りをメールに直すのはちょっと難しいので、縮まっていますけれども、そういった形のメールになりました。以上です。

○福田正委員 この2時間の中でいろいろなお話が出たと思うんですけれども、いろいろ今千葉議員から伺ったんですけれども、その中で、趣旨採択に最終的には皆さん同意されたということで、この中で一番最終的に決裁権者である市長がやむなしということであればそういう形になったのかと思うんですが、それでよろしいんでしょうか。

●千葉良秋議員 そのとおりです。

○内藤光雄委員 今、福田委員の質問の中で、ちょっと千葉議員の発言の揚げ足を取るつもりはないんだけど、市長執行部のほうから、千葉議員が採択できない、請願には反対であれば趣旨採択はおかしいと言われたという発言があったけれども、その趣旨採択がおかしいと言ったのは誰ですか。

●千葉良秋議員 すみません、私の失言です。執行部のほうから趣旨採択はおかしいんじゃないかと、そういう指摘ではありませんでした。それは議論していく中で。それは私の失言です。すみません、取り消します。

○広山清志委員 長い時間ありがとうございます。

全体の中でちょっと気になる部分があるので、ちょっともしうまく伝わらなかったらすみません。

千葉議員の中で、横田さんとやり取りしたり執行部とやり取りしているときに、請願した方と話をしているときは請願者の立場に立って話をしているんですけれども、採決とかそこになると今度

は立ち位置が変わって、市民全体とかそういう話にちょっと聞こえてくるんです。場合によっては請願者の方に寄り添い、最終的には、いやいや全体を見ると、立ち位置が変わって見えてしまうんです。

そうすると、そのとき、そのときは判断は正しいと思われていると思うんですけども、一般市民から見ると、あれ、ころころ変わっているな、経緯を知っている方からすると、変わっているなというふうな印象が見えるんです。

特に9月10日から9月13日、特に13日で、10日には請願者の方には趣旨採択というところまでお話をしておいて、でも13日には、わざわざそれを趣旨採択をすることはないというふうに、今度、立ち位置が今度執行部側にちょっと変わっているように見えるんです。そうすると、そのときに、いや、寄り添うと、請願者の心情をという気持ちはあったはずなんですけれども、そのせめぎ合いというか、そこは自分の中でどう整理されたのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

すみません、質問の意味が通じなかったら説明しますので、その回答というのはいただけますか。

- 千葉良秋議員 自分で、例えば請願のことについても採択するか不採択となるかとか、そういったところは自分の中で判断しておりますので、その都度、例えば執行部側に立ち位置があるとか、請願者に立ち位置があるとか、そういったことではございません。自分自身としては一貫して、その調査もしましたし、判断も自分自身で一貫してやっているつもりではあります。

ただ、それが受け止め方によっては、相手の方の例えば受け止め方によっては、あっちへ行ったりこっちへ行ったりしているように見受けられたとしたら、それは私の説明不足ですし、そういったことは自分の気持ちとはちょっと違うことで受け止められたのかなという気はしております。以上です。

- 広山清志委員 そこは私のイメージだったので、質問のところは、9月13日に、請願者の方には趣旨採択をしますと言っておいて、13日はやはり趣旨採択という動議もしなかったというところの気持ちの変わり、いつの間にか横田さんの心情からするとというのが消えてしまったんですけれども、そのせめぎ合いはなかったんですかという質問なんです。

- 千葉良秋議員 その部分の趣旨採択を、動議を出さなかったということにつきましては、これは趣旨採択の動議を出して、その趣旨採択が成立するというか、趣旨採択となる見込みが立たなかったというところで自分自身出さなかったんですけれども、それは、今にして思えばですけども、そのまま趣旨採択は動議は動議として出すべきだったと、そういうふうに今としては思っております。

- 広山清志委員 取りあえず心情は分かります。以上です。

- 田中寿夫委員 8月29日に千葉議員が上島珈琲店で会うという約束をしていますよね。そのときに、請願に賛成すると言われたというふうに書いてあるんですが、条件としては執行部批判、攻撃はし

ないことというふうに書いてあるんですが、この辺もう少し詳しく教えてもらえませんか。

- 千葉良秋議員 8月29日の時点で、これは横田さんとお会いしているわけなんですけれども、そのときは当然請願に採択のほうに賛成するということの立場でお話をさせていただいております。

その執行部批判だとかそういったところはなさらないほうがいいというアドバイスもさせていたんだんですけれども、それについては、採決の前の、要するに9日の委員会審査であつたりとかそういったところで、執行部の批判であつたり議会の批判であつたり、そういったことが出ると、逆に印象を悪くしてしまうだろうと、そういうことも思いましたので、それで批判的なことについてはされないほうがいいと思いますということのアドバイスをさせていただきました。

- 田中寿夫委員 ここで請願には賛成すると言っているんですよね、千葉議員は。その賛成すると言っているわけですから、ずっと流れで変わったのかもしれませんが、少なくとも賛成するというのは請願された人に対して自分の気持ちを出したわけですよね。

そういうところで、先ほどから聞いていると、請願者に対する謝罪もないと。当初約束したのが、議員として約束しているという話ですけれども、受けた方は、副議長が言っているんだからというふうな話もしていました。

このときは副議長として話したわけではなくて、議員の一人として話したということによろしいですか。

- 千葉良秋議員 請願のやり取り、そこに関しては、副議長という立場では一切関わっておりませんので、これは一議員、あとは一委員会の中の一人として話をさせていただいております。

そのお会いして話をする中で、要は賛成したいと思っているんですよという話もさせていただいております。賛成したいと思っているのは、その調査することについても、こんなことを調査したいんだというような話もさせていただいております。それが、後で変わったと言われればそうなんですけれども、調査の結果として、自分自身で不採択という判断をさせていただきました。以上です。

- 田中寿夫委員 自分自身で不採択という判断に至ったのはやむを得ない事情ではないかなと思うんですが、最初に賛成をするよということで接触しておいて、不採択にする段階で、そのきちんとした報告とかやらなかったのはなぜですか。

- 千葉良秋議員 何度も同じお話をさせていただいていると思うんですけれども、審査の後、9日の審査でございましたので、その翌日、10日に横田さんとお会いして、その辺の、要するに調査の結果だとか不採択、要するにその後の採択ですので、採択のときには不採択としますということをお話しさせていただいたつもりです。

- 笹本英輔委員 一点、先ほどから、上島珈琲店でお会いしたとか、金子委員のお宅に千葉議員がお邪魔して、お伺いしてお話聞いたとかというのは、当時副議長の千葉議員が副議長としての義務か

ら、責務から報告をするというのがLINEの流れでもあったと思うんですけれども、じゃ、そういうことも当然報告されていたという解釈でよろしいんですか。逐一報告するというようなことを先ほどおっしゃっていて、それも報告されているということですか。

- 千葉良秋議員 金子委員のところに行って話をしますということについても、事前に議長にお話をして金子委員のところに行っておりますし、あと、横田さんと話をしましたということについても議長には話をしております。

(休憩)

- 金子広和委員 今ちょっと千葉議員の発言に関して、逐一議長にも報告を入れているということで、私のところに来られたことも議長に前段で報告を入れているというような発言がありましたが、これに関しては、私のところに来たときに千葉議員がこういうふうに申し上げていたんです。今回私のところに来ているのは議長にも内緒ですと。会派の代表にも内緒ですと。ほかの人には言わないでくださいねと。金子委員のところに来たこと自体も誰にも言わないでほしいということで私のところに来られた。これを私、記録残しています。

であれば、一度議長にその辺のところはしっかり報告が入っていたのかどうかを確認を取りたいので、できれば議長を呼んでいただきたいと思うので、その辺のところをお諮りいただきたいということです。

- 広山清志委員長 分かりました。

ちょっとその前に、千葉議員、今の件は何かコメントありますか。

- 千葉良秋議員 要は、この請願のやり方、進め方、これについては2、3日のうちに議長にこういう進め方をしますと。それは金子委員のところに行って話をしますと。その書面もありますし、金子委員のところに行って、金子委員のところに出ささせていただいた書面もございます。以上です。

- 広山清志委員長 金子委員に先ほどの発言をされたのは間違いないですか。

- 千葉良秋議員 どの発言でしょうか。

- 広山清志委員長 内緒にしておいてくださいという話をされたというのは事実でよろしいですか。

- 千葉良秋議員 内緒にしておいてくださいという言い方をしたか、広げないでいただきたいという話をしたのか、それはどちらかだと思いますけれども、広げないでほしいという話はしたと思います。

- 広山清志委員長 では、今金子委員から聞いたお話について、議長に事情聴取をするかどうかを皆さんに諮りたいと思います。

これについてご意見ございますでしょうか。

- 笹本英輔委員 この第3回、次回参考人としてお越しいただく方がいらっしゃるんですね。だから、その折に、日程確認して、もしできればどうかというのは正副委員長のほうでご確認いただい

て、委員会の意思として、まず呼ぶか呼ばないかということを皆さんに確認していただくということでもいいんじゃないですか。

○広山清志委員長　じゃ、今すぐというわけではなくてということですね。

○笹本英輔委員　そうです。

○広山清志委員長　意思是確認するということですね。

○笹本英輔委員　あとご都合が合うか合わないかで、合うのだったらそのとき、合わないんだったらまた別途ということでいいんじゃないですか。

○広山清志委員長　今、笹本委員からご提案がありましたが、そのような形でよろしいでしょうか。

○内藤光雄委員　今ちょっと何となくぼやけているんだけど、議長を呼ぶことについては否定するものではないんだけど、議長に来ていただいて何を聞くかというところは明確に委員会として出さないと、これは議長に対しても招集かけられないと思うので、私が今の話を聞く限りでは、何項目かあるなら何項目出すんですけれども、今1点しかなくて、千葉議員の発言が金子委員の聞いている話と疑義が生じていますよと。そこについて議長に確認をしたいと。そこはそういう明確さでいいんですか。

○広山清志委員長　そのとおりです。

○内藤光雄委員　そこだけ確認したかったんです。それ1点で呼ぶということですね。

○広山清志委員長　その点だけです。おっしゃるとおりでございます。

○内藤光雄委員　そこだけ明確にしていいただければ、今日でなくても改めてでもいいのかなという気がしますけれども。

○広山清志委員長　報告をしたということについて、千葉議員から議長に報告したよという話に対して、実際には金子委員に対しては、この件はここだけにしておいてねという話が整合性が合わないもので、それについては議長にというふうに考えております。

これはまた後ほどということで、日程を取りあえず議長にお聞きするということで進めていきたいと思いますが、意見ございますでしょうか。

○笹本英輔委員　書面でも何でもどちらでもいいんですけれども。わざわざ私は1点だけのためにわざわざ日程調整していただいて来ていただくぐらいだったら、私は書面で回答を求めるとか、そんなのでもいいのかなと思っているんですが、どうですか。

○広山清志委員長　日程調整というのは、例えば次の回に一緒に出られるのならというレベルの話だったので、そういうレベルの日程調整です。

○内藤光雄委員　書面でも構わないけれども、書面で出すなら原案を作って、委員会全員に対してこういう書面で議長に投げますよというのを皆さんで共有して、確認して、それで議長に投げる、そ

ういう手間が必要になってくるので、それだけです。だから、原案を作らなければいけないですからね。それは一応質問者の金子委員中心になってやるのかどうかは別にしてですけども。そういうことも承知の上で書面にするということにしないと。

○大沢えみ子委員 先ほど来、福田委員のほうからも、スクリーンショットではないのかというようなお話もあったと思うんですけども、この際、議長のほうに何かお聞きしたいことというのはほかにございますか。その件についても併せてお聞きになったらよろしいかなというふうにも思っているんですけども、そうであれば、書面で一つ一つという、何を聞きますかとやるよりは、お越しいただき、聞きたいことをこの機会にお聞きするというのも一つの手ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○金子広和委員 先ほど私もちょっと言いましたけれども、議長に報告する義務があるということを千葉議員おっしゃっていましたので、その辺は議長とそういうような取扱いというか話合いになっているのかどうか、その辺も確認を取っていただけるといいかなと。議長としてはそういうような感覚はなかったのかもしれませんが、千葉議員のほうはそういうふうに思っている、その辺がそこがあるのかもしれないですから、そこは確認を取っていただけたほうがいいです。

○福田正委員 先ほどのスクリーンショットの件は、ぜひ聞いていただければ、そこで一目瞭然だと思いますので、お願いいたします。

○大沢えみ子委員 そうしますと、今複数の質疑が出ておられる、聞きたいことというのが出ておられるようですので、次回呼びする請願者の方についても、関係者として呼びするということで皆さんに了解を得ております。そのときにはこういうものが出ているので、この内容についてお聞きしたいですということはお伝えはしてありますけれども、一問一問、これとこれとこれしか聞きませんというお話をしているわけではございません。

ということで、同じ扱いとして、議長についても関係者のお一人として呼びし、今出ている3点に加えて必要なことがあればその時点でお聞きするという形で、参考人といいますか、関係者のお一人として併せてお願いをする。日程が合うかどうかはこの後の調整ですけども、可能であれば次回呼びする、それでなければ日程調整を再度させていただくという方向で、本日は方向性を定めさせていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○広山清志委員長 では、そのように取り組ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

○内藤光雄委員 今の気持ちの、私冒頭質問したところで、もう一度確認なんですけれども、千葉議員と横田利和さんが初めてお会いになったのは8月17日で、電話があって、その後会ったという、8月17日でもいいですか。それとも8月29日の上島珈琲ですか。もっと前ですね。先ほど私8月17日というふうに記録したんですけれども、それで間違いないですか。

●千葉良秋議員 8月17日は横田さんから自宅に電話をもらった日で、その日はお会いしておりません。その後、8月20日、これ私と笹本委員と同席して議員応接室でお会いしております。ここが初めてお会いしたところです。

○内藤光雄委員 そのとき、横田さんとそのほかの方もいらしたようなんですけれども、名刺交換されましたか、横田さんと。

●千葉良秋議員 名刺交換はしていなかったと思います。

○内藤光雄委員 していないですか。

そのとき、議会事務局から支給されている副議長の名刺を渡したという記憶はありますか。

●千葉良秋議員 副議長の名刺は使っておりません。

その他

○広山清志委員長 それでは、その他、次回以降の審査会開催スケジュール等について、改めてご確認をいただきたいと思います。

まず、次回の第4回審査会については4月18日午前9時から開催することとし、関係者として請願者に対する事情聴取を行うこととしたいと思います。ここに、先ほどありました議長も関係者として呼びできればと思って考えておりますので、日程を調整いたします。

なお、今回同様、請願者に対する質問等をあらかじめいただける場合には、4月16日水曜日までに正副委員長及び事務局にお示しいただきますようお願いいたします。

次に、第5回審査会については4月24日のこちらは木曜日、午後1時から開催することとし、千葉議員の弁明の機会としたいと思いますので、お含みおきください。

ここまでの今まで皆さんに示させていただいた日程ですが、ここから新しいスケジュールを協議していただければと思います。

千葉議員の弁明を聞いた上で、審査会は倫理規範に反する行為の存否を判断する必要があるかと思います。これは倫理規程第6条第1項第1号、また、その結果については書面により議長に報告しなければならないとされております。こちらは規程第7条の第1項になります。

つきましては、審査結果の内容を確認し、倫理規範に反する行為の存否について皆様からご意見を伺い、結論をまとめるためにご議論いただきたく、第6回の審査会を行わせていただきたいと思います。その予定につきましては、今考えているのが、ゴールデンウィーク明けの5月9日金曜日の9時に設定させていただきたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

○内藤光雄委員 大変申し訳ないんですが、この日はちょっと予定が入っているんですけども、他の委員の方々の都合が皆さんよろしいということであれば、ちょっと調整の必要がありますので、ご猶予いただければと思います。以上です。

○広山清志委員長 ほかの方はいかがでしょうか。

○内藤光雄委員 それでは、9日皆さん、私以外で都合の悪い方はいないので、ちょっと調整をさせて、出席できるように調整をしますので、そのことだけお伝えしておきます。以上です。

○広山清志委員長 ありがとうございます。

一旦、ここは5月9日とさせていただきます。

(「9時でいいんですか」と言う者あり)

○広山清志委員長 9時の予定です。

さらに、議長への報告内容である審査結果のまとめ、この作成につきましては正副委員長で行います。その後、委員の皆様はその内容を提示し、了承いただき、それをもって狭山市議会政治倫理審査会の終了と考えておりますので、その最終回の日程を5月23日のこちらも金曜日、この9時に設定させていただきたいと考えておりますが、日程のほうはいかがでしょうか。

(「大丈夫です」と言う者あり)

○広山清志委員長 大丈夫そうですね。ありがとうございます。

では、新しく追加した最終日となりますが、5月23日はここは確定させていただきたいと思います。

スケジュールについては以上となります。

その他、特に皆さんからなければ、これで終了といたしますが……

(「今後の日程をもう一度」と言う者あり)

○広山清志委員長 では、次回からの日程をもう一回私から伝えさせていただきます。

まず、次回の第4回の審査会については4月18日午前9時からになります。その次の第5回の審査については4月24日木曜日午後1時からとなります。第6回になりますが、ここはゴールデンウィーク明けの5月9日金曜日の9時となります。最後の日程が5月23日金曜日の9時ということになります。ちょっと9日は、すみません、内藤委員にご苦勞かけるんですけども、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、日程はこれで終了いたします。

以上をもって本日の審査を終了し散会。午後 2時58分